

○令和8年6月25日(木)

開議 午前10時00分

散会 午後5時00分

○出席委員(15名)

委員長	中村のりゆき
副委員長	あべなお
委員	横山啓一
委員	いしかわまさき
委員	中村みなこ
委員	江川あや
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ

委員	たけいし よういち
委員	沼崎雅之
委員	高橋紀博
委員	品田ときえ
委員	高木ひろたか
委員	えびな 安 信
委員	石川 厚 子

○説明員

副市長	熊谷好規
行財政改革部長	三宮元樹
行財政改革部次長	小澤直樹
行財政改革部財政課主幹	今田秀人
都市振興部長	田島章博
都市振興部次長	板谷一希
都市振興部都市計画課主幹	原 智之
総務部長	土岐尚義
総務部契約課長	栗野雅子
防災安全部長	内村充彦
防災安全部防災課長	紺田勝哉
防災安全部防災課主幹	伊藤敦子
福祉安心部長	川邊 仁
福祉安心部長寿社会課長	宮川浩一
こども・女性・若者未来部長	木村直樹
こども・女性・若者未来部こども総務課長	今 賢太郎
健幸保健部長	山口 亮
健幸保健部次長	上林宏次
健幸保健部保健所医務業務課主幹	村椿幸代
環境部長	太田誠二

環境部環境総務課長	後藤 篤
環境部環境総務課主幹	佐藤 岳 晴
環境部循環型社会推進課長	佐藤 文 泰
クリーンセンター所長	笠井 則 亜
経済部長	浅利 豪
経済部経済総務課長	草野 健 一
経済部産業振興課長	後藤 哲 憲
旭山動物園長	中田 真 一
農政部長	林 良 和
農政部次長	杉山 利 勝
農政部農政課長	松本 直 樹
土木部長	高橋 正 樹
土木部公園みどり課長	酒井 晃
土木部公園みどり課主幹	村形 友 和
消防 長	河端 勝 彦
消防本部次長	藤原 肇
消防本部指令課長	筒井 俊 揮
消防本部指令課主幹	小笠原 史 大
市立旭川病院事務局長	長谷川 伸 一
市立旭川病院事務局次長	北 嶋 一 雅

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	林 上 敦 裕	議 事 調 査 課 主 査	岡 本 諭 志
議 事 調 査 課 長	香 川 秀 頼	議 事 調 査 課 書 記	高 橋 理 恵
議 事 調 査 課 長 補 佐	浅 海 雅 俊	議 事 調 査 課 書 記	桐 山 未 悠

○中村のりゆき委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の委員会で江川、高木、えびな各委員から御要求のありました4件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明はよろしいでしょうか。

(「要りません」の声あり)

○中村のりゆき委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第1号ないし議案第105号及び議案第107号の令和8年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上106件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○沼崎委員 おはようございます。

今朝7時半ぐらいにちょっと揺れたなと思って、ネットでニュースを見ると、青森県や岩手県などでかなり大きな揺れがあったようで、私もまだちょっと全貌を把握し切れていないんですけど、何か大きな被害が出ていないことを祈るばかりでございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

一般質問、大綱質疑とあって、いよいよ補正予算等審査特別委員会ということで、今回の補正予算の案を見ると、使用料金とか手数料とかの改定なんか非常に多いなという印象を受けまして、やはり、物価高騰もする中でいろいろ致し方ない部分も多々あるとは思いますが、どれも市民生活と密接に関わる大変重要な議案であると思います。また、追加で提出された議案も、物価高騰対策としても非常に重要なものであるというふうに認識をしております。

今回、我が会派からは、自分も含めて5人が質疑を行うということもありますし、ほかの会派の委員からもいろいろ闊達な質疑が行われるものと拝察いたしますので、料金改定であるとか、物価高騰対策、様々あると思うんですが、私からは、死体解剖保存法施行条例の改正にフォーカスして質疑をさせていただきたいと思います。

何でこれなんだというところについて、少し時間をいただいて説明させていただきますと、死体解剖は非常に重要であるというふうに考えておりまして、死因が特定できない状況で死因を確定させるために解剖を行うケースは、日本は他の欧米先進国に比べて非常に少ないというふうに言われております。

人間が死んでいるということを医学的にも法的にも確定させるには、医師による死亡診断書、死体検案書、これはちょっとケースによって呼び方が違うんですが、同じ書類なんですが、それが必要であります。なので、法的には、医者がいなくなれば日本人は死ななくなるということのようです。

冗談はさておき、病理解剖とか法理解剖とか、そういうことを担当できる人材や施設なんかも少ないということもあって、解剖をしないで、体表を外から観察して、心不全であるとか老衰などと

診断されるケースが多いというふうに言われていまして、このことを、医師であり作家でもある海堂尊氏が「死因不明社会」というタイトルの本を出版して、死亡診断が軽視される社会では、明らかな犯罪行為や児童虐待すら発見できず、問題があるのではないかと、そういう警鐘を鳴らしたのが2007年のことでした。

それから20年近く経過した今、いろんな対策が取られて、やや改善した部分もあるんですけど、まだ、やっぱり、解剖件数は諸外国と比べて少ないと言われています。いろいろと20年間で進展した部分もある中で、結構大きなターニングポイントだったのは、これも、同じく2007年に起きた、皆さんの御記憶にあるかどうか分かりませんが、時津風部屋力士死亡事件というものでございます。若い力士ですね。まだ幕内とかじゃない、入門してすぐの力士が、相撲部屋で、ぶつかり稽古の後に死んだということで、事件性なしということで処理もされていたんですけども、警察も事件性なしと判断したんですけども、何か、遺体を遺族に渡す前に火葬しようとする動きがあったりとか、怪しんだ遺族が、自分たちが新潟大学の法医学教室に依頼をして解剖して、結局、これは暴行を受けて死亡したと判明したという事件でございます。

これをきっかけに、死因・身元調査法という法律が2012年に成立をして、いわゆる調査法解剖というものです。司法解剖、行政解剖、病理解剖とかいろいろある中の一つの、新しい調査法解剖、新法解剖とか言われますけども、そういうものができたのがこの死因・身元調査法ですね。

あと、これをきっかけに全国で検視官が増員されたり、あと、日本医師会などで行われる警察医を務める医師向けの研修も充実が図られてきました。

また、検視官というのは、一般の警察官で、検視、死体が見つかったときに見に行く方で、大体2～3年で異動もあつたりしますし、そもそも医療職ではない方で、警察医というのも、一般の開業医などが警察に協力して、死体が見つかったときに呼び出されて、行って、見て、死亡診断をしたりするというものなので、専門の病理や法医をやっている方々では必ずしもないという状況ではあります。

それから、2019年には、死因究明等推進基本法というものが成立しまして、死因究明等に関わる医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上であるとか、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備等を法律で上げているほか、厚生労働省に死因究明等推進本部を設置することになりました。

この法律は議員立法だったので、自民党の死因究明体制推進に関するプロジェクトチームというところで熱心に議論されていて、私も、当時、国会議員秘書の一人として会議に参加していましたので、非常に思い入れのある分野でもあります。

それと、もう一つ、死因究明に関する法律があって、2019年に成立した成育基本法というものです。これも、議員立法で、その立法を目指す議員連盟の事務局をやっていたんですけども、成育基本法は、子どもの死亡事案について、死亡原因に関する情報を活用して再発防止に役立てる取組を進めることが規定されています。これは、チャイルド・デス・レビューと言って、略してCDRと呼ばれるもので、イギリスでは法制化されていて、アメリカでも多くの州で実施されています。日本でも、調査研究が進められていて、北海道も、こども家庭庁のモデル事業の実施自治体になっております。

ちなみに、成育基本法は、附則で子どものための行政組織の再編というものを書いていまして、

こども家庭庁の設置に向けた法的根拠の第一歩でもあったわけなんですけど、そこで一緒にこのCDRというものも書かれているんですね。

現在、北海道を含む複数自治体でモデル事業を実施していますが、扱った件数はあまり多くないというふうに聞いております。

警察の捜査情報の活用について、刑事訴訟法との関連で整理が必要であることとか、あと、個人情報保護法との関係ですね。個人情報保護法は、基本的に生きている人の個人情報なので、死んでいる人の情報は関係ないんですけど、やっぱり、遺族とか家族とか関係者の個人情報もいろいろ含まれてきますので、その死亡の再発防止とかを図る上では、生きている関係者の情報も必要になるので、それをどう活用するかとか、あと、解剖の遺族同意の部分も必要であるといった課題が洗い出されているところです。

遺族同意は、基本的に不要にしないとできないと思うんですね。児童虐待とかで死んじゃったケースだと、絶対、遺族が同意しないでしょうから、そういった課題がいろいろ洗い出されているようなことで、CDRの推移を私も注意深く見守っていたわけですから、今回の議案の中で、死体解剖保存法施行条例の改正というふうにあったとき、これはどういうものなんだろうかと非常に興味、関心が引かれました。

特に、解剖に関しては、いろいろジャンルがありますね。司法解剖、行政解剖、調査法解剖、病理解剖、いろいろあるんですけども、市町村が一体どういう関連を持っているのかというふうに思っていて、例えば、司法解剖であれば国がやりますし、行政解剖は、監察医務院のある東京都とか、その他指定都市の所管だと思いますし、先ほど述べた調査法解剖も、警察署長の判断で実施するので、多分、都道府県警の予算になるのかなと思いますので、今回、旭川市議会の補正予算等審査特別委員会の議案にこの死体解剖保存法施行条例の改正というのがあるのは、どういった制度とか予算なのかなというところで、そういった問題意識があり、少し長くなりましたが、質疑に入らせていただきます。

まず、このたびの改正の趣旨と目的についてお聞かせください。

○村椿健幸保健部保健所医務薬務課主幹 旭川市死体解剖保存法施行条例の改正の趣旨と目的につきましては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づき、4年をめぐとした定期的な手数料等の見直しを行った結果、本施行条例に定めている死体保存許可の申請手数料を現行の3千460円から3千740円に改定しようとするものでございます。

○沼崎委員 死体保存許可の申請手数料が少し上がるということでございました。

この死体保存許可というのはどういったものなののでしょうか。ちょっと存じ上げていないので、ぜひ御教示をお願いします。

○村椿健幸保健部保健所医務薬務課主幹 死体を保存する場合、保健所長の許可を得なければならないと規定があります。その許可を受けようとする者から、本施行条例第5条に基づき、死体保存許可申請手数料を徴収するものです。

○沼崎委員 保健所に対して死体保存の許可を申請して、その際に手数料が必要になるということではございました。

保健所長に対して死体保存の許可の申請をするというのは、具体的にどういった場面になるのでしょうか。

○上林健幸保健部次長 死体解剖保存法第2条において、「死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。」とされております。ただし、同法第2条第1項の第1号から第7号までに規定されております、死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、その他の者であって、厚生労働大臣が適当と認定した者が解剖する場合、また、大学の教育や研究目的の解剖をはじめとして、いわゆる司法解剖、行政解剖、病理解剖などは保健所長の許可を必要としないものでございます。

ただいま御質問がありましたように、保存というのは、何か目的があって保存されるんですけれども、それが、一定程度、解剖が必要だということを判断するまで、そういった期間がありますので、まずは保存ということで手数料が発生するものと考えております。

○沼崎委員 解剖などに備えて、まずは死体を保存するときに許可が必要になるということでございました。で、解剖などの目的で、必要かどうかの判断も含めて、死体を保存するときに、保健所長の許可を得て、そして、解剖をするとなれば、どういうあれなんですかね。今、保健所長の許可を必要としない解剖もあるという御説明もいただいております。司法解剖、行政解剖、病理解剖など、あとは、先ほど述べた調査法解剖、これも警察署長の判断でありますので、特に保健所長の許可の必要のない解剖だと思いますので、そうすると、私が知っている中では、むしろ、保健所長の許可が必要のない解剖のほうがメインというか、むしろそれしか知らなかったんですけれども、保健所長の許可で死体を保存して解剖するっていうケースもあるんだなというふうに思います。それはどういったものなのかが気になりますので、ちょっと伺いをいたします。

保健所長の許可による死体の保存と解剖というのは、本市では実施したことがあるのか、もし、あるのであれば、どういったケースだったのか、お聞かせください。

○上林健幸保健部次長 保健所長の許可による保存、また解剖の件数につきましては、本市に保健所を設置した平成12年以降において、死体の解剖の許可や死体保存の許可を行った実績はございません。

○沼崎委員 保健所設置後、実際に行われたことはないということでした。

そういたしますと、このケースの解剖というのは、司法解剖や行政解剖などその他の制度との関連で、どういったような場合に実施されるのかについてもお聞かせください。

○上林健幸保健部次長 保健所長の許可による解剖については、死体解剖保存法第2条において、解剖しようとする地の保健所長の許可を受けなくてよい、いわゆる除外規定に該当する解剖、先ほど御答弁申し上げましたとおり、厚生労働大臣が適当と認定した者が解剖する場合、また、大学の教育や研究目的の解剖をはじめとして、いわゆる司法解剖、行政解剖、病理解剖、そういったものの以外のものが考えられます。

具体的な例をこちらでお示しできないのがなかなか難しいところですが、法律の中では、同法第2条第2項に、「保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。」というふうにも規定されておまして、市内に死体解剖資格認定医を擁する地域医療支援病院や特定機能病院等がある本市においては、同法に基づく死体解剖許可が必要となる事例は、現状のところ、ほぼ生じていないものと考えております。

○沼崎委員 現状では、なかなか、ちょっと、具体例を想定しにくいということでしたが、

ただ、死体解剖保存法の中でそういう規定があるので、それに合わせて、市としても制度を準備しておかなければいけないんだろうなというふうに理解いたしました。

確かに、今の御答弁の中でも、旭川市は、その人材であるとか施設にも恵まれているという御指摘がありましたけども、調べてみたら、死体解剖保存法ができたのが1949年と、大分古い法律でありまして、この当時、本市のみならず、全国でも、やっぱり、大学も未整備で、法医学教室もほとんどなかったり、医師や歯科医師といった人材も今よりはるかに少なかった時代で、もちろん調査法解剖もない時代だったので、やっぱりこういう規定があったのかなというふうに想像いたします。

1949年という、日本がまだGHQによる占領下だったり、あと、中華人民共和国が建国した年とか、西ドイツと東ドイツが建国されて正式にドイツの分裂が決まった時代とか、何かもう、歴史の教科書に出てくる昔の時代なんだなという印象があります。

ちなみに、1949年は、市議会最高齢の杉山允孝議員が7歳で、小学校に入学した年なんですね。そう考えると、すごく昔なんだなというふうに思います。

その当時は非常に意義のある制度だったんでしょうけども、時代とともに、大学病院とか医学部とか、あと、法医学教室の設置とか、解剖を担える人材の育成とか、法整備も進んできて、司法解剖、病理解剖、行政解剖と、調査法解剖のほかの制度が中心になっていったんだろうなというふうに理解をいたしました。

ただ、今回の質疑を通じて分かったのは、解剖だけじゃなくて、その前提として死体の保存の許可ということもあって、今回、その手数料の改定ということでした。死体の保存に関しては、もしかすると、今後、またこの制度が活用されるという、その可能性を全く否定することはできないなというふうに思いました。

というのも、先ほど申しましたように、日本はいまだに解剖実施率が非常に低い状況で、厚生労働省の死因究明等推進本部でもいろいろと対策を検討していて、こども家庭庁でも、チャイルド・デス・レビュー、先ほど申したCDRの全国実施に向けてモデル事業を展開している状況なので、いろいろ課題はあるけれども、解剖件数を増やしていくっていうのはもう国の方針としてちゃんとあるんだなというのが理解できますので、その前段としての保存というのが、もしかすると、市として、今後、何らかの役割を担っていかなきゃいけない場面も増えていくのかなと思っておりました。

先日、千葉大学医学部法医学教室を視察させていただいて、解剖施設も見学してきました、なかなか法医学というのは独特な医療分野だなと思いました。普通のお医者さんは、生きている人の病气やけがを何とかして治す仕事ですけども、法医学は、もう来院した時点で亡くなっておりまして、そこから、これからどう治療していくかっていう話じゃなくて、過去に何があったかっていうのを見ていくという話で、かなり独特の世界だなという感想を持ちました。

あとは、チャイルド・デス・レビュー関係でいろいろと話を——いろんな研究によると、どうも、実際には児童虐待はあったんだけど、けがとか病気とか、そういう形で処理されて、虐待が分かっていない件数が、もしかすると実際の3倍から5倍はあるんじゃないかというような研究もあったり、あるいは、解剖も含むいろいろな死因究明とか死に至る経緯を調査すると虐待が見つかるケースなんかもあるというのは、かなり小児科医とか法医学者から指摘されているようですね。例

えば、小さな子どもを一人で留守番させている間に火事が起こって亡くなってしまったと。これは火事による死亡というふうに、多分、死亡統計ではなるんでしょうけれども、なぜそうなったかっていうことを調べると、養育不全であったり、ネグレクトが発覚したりする。あるいは、知識不足とか、あるいは、宗教虐待のようなもので、病院を受診させずに衰弱死とか病死させてしまったケースも、これも、死亡統計では病死ですけども、もっと早く受診していたら助かったのにと、いろいろなことが、死因究明を、解剖も含めて行くと分かることも多いということでございますので、国のほうでチャイルド・デス・レビューの法制化等を早く進めてほしいなとも思っているんですが、その関連で、もしかすると、この死体保存の市の制度が脚光を浴びる日が来るかもしれないという感想を持ちました。

今回、手数料の改定ということでございますが、いろいろと質疑を通じて勉強させていただきました。

以上で、今回の私の質疑を終わらせていただきます。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高橋紀博委員 おはようございます。

補正予算等審査特別委員会ということで、私のほうからは、今回、議案となっております議案第97号、財産の取得について、それと、放課後児童クラブ運営費についてということで、この2点について質疑させていただきます。

まず初めに、議案第97号、財産の取得ということで、今回、避難所の間仕切りテントを購入ということで出されております。これは、昨年度からの繰越し予算を活用してということで、第1回定例会で議決されたものを、それを執行するということだと思いますけれども、改めて、このテントの買収について概要をお伺いします。

○栗野総務部契約課長 議案第97号の財産の取得につきましては、避難所における避難者の生活環境の整備に充てるため、避難所用間仕切りテント1千100組をイハラ消防設備株式会社から7千199万5千円で買収しようとするものでございます。

○高橋紀博委員 1千100組を今回購入するということで、この1千100組っていうのが必要数として適正なのかどうなのかっていうことでもあります。まず、この避難所用間仕切りテントの今後における整備計画について伺ってまいります。

○伊藤防災安全部防災課主幹 今後の整備計画につきましては、本市の備蓄計画に基づき、物資の支給対象者に占める要配慮者の割合等を踏まえ、目標値を5千500組と設定しており、今年度から5年をかけて整備する計画としております。

○高橋紀博委員 目標として5千500組、これは、支給対象者に占める要配慮者の割合から5千500組に目標設定されているということです。5年ということですので、今年度、1千100組を購入ということであれば、5年であれば、毎年、1千100組ずつ購入していったらこの目標のテ

ントがそろえられるっていう計画になっているということで、分かりました。

で、この5千500組といたら相当数になるのかなというふうに、それを、本当に、実際、一斉に使うようなことが起きることが想定されているのかといたら、必要になれば必要になる、あればあっただけ使えるのかもしれないですし、難しいところなんですけども、5千500組が最終目標として計画をされているということで理解しております。

このテントの1千100組の件に関しましては、今年の第1回定例会でも十分質疑されて、答えられているということで、改めて質問しても同じ答えになるということで、この1千100組については分かりました。

ただ、ちょっと懸念しているのが、それだけ購入してやるんですけども、その活用というものを、しっかり、購入して終わりっていうことではなくて、そこをやっぱりさらに考えてやっていかなきゃならないっていうことはあるのかなというふうに思っております。

で、今回、この繰り越されているのが約9千万円ということですので、約7千万円なので、テントだけではなく、さらに、備蓄品として購入するものがあるのかどうなのか、また、購入後の保管というものはどのようになっているのかについてお伺いいたします。

○伊藤防災安全部防災課主幹 今年度購入する避難所環境の改善に必要な備蓄品は、テントのほか、段ボールベッド1千100個、ポータブルストーブ15台、ポータブル電源15式、組立て式トイレ1式を整備する予定でございます。購入後の保管場所は、全て旧嵐山小中学校を予定しております。

○高橋紀博委員 テントのほかに、段ボールベッド1千100個、これ、テントの中で使用する部分になるのかなというふうに思いますけども、また、ストーブ、電源、トイレというものが整備され、旧嵐山中学校に保管ということで、これ、テントもそちらのほうに保管するっていうふうに聞いておりますけども、そのところで、やはり災害が起きたとき、避難所が開設されたときに、速やかにそれが設置され、活用されなければ意味がないので、ただ保管していてもね。

特に、私は、忠和に住んでいるんですけども、この防災ハザードマップでは、忠和は水害っていうものの非常に危険性が高く、百年に一度、千年に一度の水害に遭うかもしれない。特に、今年はスーパーエルニーニョということで水害が起きるおそれがあるぞっていうのが、いろいろな、こういうところで発信もされているので、万が一、忠和地区に、今年、それが起きたときに、嵐山にテントがあって、開設される避難所は忠和の中にはないわけですから、神居だとかそっちのほうになっているんですよ、忠和の人が言われているのは。そうしたら、嵐山から神居までテントを速やかに運べるかといったら、忠和はもう水没しているぞとなったら、大きく回って持っていかなきゃならないだとか、やっぱり課題になってくると思うので、そういったことも含めて、しっかり活用につながるように、万が一の備えの活用につながるように、しっかりと、目標だけではなくて計画を立ててやっていただきたいなというふうに思っております。いざというときの備蓄品ということになっております。

先日、旭川でも、土砂災害危険警報のレベル4というのが発令されました、気象庁のほうから。そのときに、このレベル4っていうのは、直ちにその対象になる地域の人はいもう全員避難ですよということになっております。それが発令されて、インターネットでも、当日、6月13日15時20分にレベル4、土砂災害危険警報が発令されましたと。これ、そこから18分後の16時38

分に、ヤフーニュースが、津波のときに、テレビでひっきりなしに、全員、避難してください、避難してください、命がと、そんなような文章で、18分後にヤフーニュースは言っているんですよ、文書で発信しているんですよ、これね。全員、避難してくださいって、直ちに避難してくださいみたいな、レベル4ですみたいなことをやっている。

やっぱり、これを見た、その対象になっている住民は、どういうふうに見て行動しているのかなっていうふうに思います。それに対して、市は、そのときに、レベル4に対してどのような対応していたのかなって、何か、なかなか見えない、そういったことが私はちょっと見えていなかったんですけども、たまたま、私の妻が、その日、札幌のほうに遊びに行っていたんですよ、自家用車で。連絡が来て、旭川、何か、今、大変じゃないの、私、帰れるんかしらっていうふうにね、いや、もう何か、そんな、雨はすごいんだけどっていう話で済んでいたんですけども、こういったことが実際に起きて、そのことに対する対応っていうものもなかなかこう見えていなかったんですけども、実際、土砂災害のレベル4と、大雨警報はレベル3ということで発令されました。

そのときに、避難所っていうのをまずは開設したのか、していないのかとか、あるかと思いますが、開設もされていない。私は、したのかなと思っていたけど、されていないようにも聞いておりますけども、その対応というものがどのようなことだったのか、お伺いしたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 6月13日に气象台から警報級の防災気象情報が発表されましたが、本市では、河川の水位や土砂災害発生の危険度、また、今後の気象の見通しなどを総合的に判断した結果、避難情報の発令や避難所の開設には至りませんでした。

本市が発令する避難情報は、災害の危険が差し迫った場合に、市民の皆様へ具体的な避難行動を促すためのものでございまして、防災気象情報に加えて、河川の状況や土砂災害の危険度、今後の気象の見通しなど、総合的に勘案して判断してございます。

このため、防災気象情報の発表をもって直ちに市が避難情報の発令をすることはなく、また、必ずしも同一の警戒レベルに応じた避難情報を発令するとは限らないことを御理解いただきたいと思います。

○高橋紀博委員 ちょうどこの基準が変わって、いろいろなことで、皆さん、対応できるようになっていくことで発信しているから、やっぱり、これを見ている人たちもすごく多くなるんです。それはすごくいいことだと思うんですね。

ただ、それが、気象庁が発表されるものと、自治体から発令されるものは、あくまで、段階があるっていうか、そうになっているって、その部分だと思うんです。そういったことが市民の人たちにもやっぱり伝わっていないと、逆に変な混乱が起こる。それで、何か、もっと、崩れそうなおそれになっているとかってなったときに混乱してしまうと思うので、そういったところをやっぱりしっかりと市民の人たちに伝えていくことも必要になってくるのかなと。

あと、備える備品も速やかに活用できるように、ただ、保管するのではなくて、そういったことも今後しっかりやっていかなきゃならないということをお伝えして、私のこの件についての質問は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続き、3款2項3目の放課後児童クラブ運営費についてお伺いしてまいります。

大綱質疑でまじま議員も質疑されておりました。ちょっと同じようなこともお伺いするようなことになるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず、この放課後児童クラブ運営費の事業概要と今回の補正の内容についてお示ししたいと思います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 放課後児童クラブ運営費は、保護者が、就労等によって、昼間、家庭にいない児童のために、適切な遊び、生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、市内各所に開設している放課後児童クラブの運営に要する経費を計上しておりまして、当初予算額として8億2千298万7千円を計上しております。

補正の内容といたしましては、各クラブに配置している常勤支援員の数について、昨年度よりも4名、また、当初予算での見込みと比較しても2名増員が必要な状況となったことから、委託料が不足するため、1千84万7千円を補正しようとするものとなっております。

○高橋紀博委員 常勤支援員の人数が不足するというので、そこを補うための補正だということで、理解いたしました。

で、現状における放課後児童クラブの設置数、また、登録児童数の推移について、過去5年の中でどのような推移がされてきているのか、また、現在、待機児童というものがいるのか、いないのかについて伺います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 毎年度、5月1日現在の数字で御答弁申し上げますが、設置数につきましては、5年前の令和4年度以降、81か所、82か所、82か所、84か所で推移しておりまして、今年度は82か所、また、登録児童数につきましては、令和4年度以降、2千730人、2千863人、2千957人、3千27人で推移し、今年度は2千908人となっており、いずれも増加傾向で推移してきましたが、今年度は減少となっております。

なお、待機児童数につきましては、平成29年度以降、ゼロとなっております。

○高橋紀博委員 まじま議員からも質疑されていましたが、増えてきていたと、登録する児童の数がね。ただ、今年度は少し減っているっていうことで、これが、少子化とか、子どものいない始まりになっているのか、たまたまちょっといないっていうところなのかは、今後はちょっと分からないんですけども、大体80か所の設置で推移してきているっていうことで理解いたしました。

この支援員の資格要件と、あと、この80か所に対する配置人数の基準というものがどのようになっているのか、伺います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 放課後児童クラブは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいて運営しておりまして、支援員につきましては、保育士や教員等の資格を有する者、あるいは高校卒業者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、一定の期間内に都道府県知事が主催する放課後児童支援員認定資格研修を修了したものとしております。

支援員の数につきましては、利用児童数が49人以下の児童クラブは2名以上、50人以上60人未満のクラブは3名以上、60人以上のクラブについては4名以上の配置としております。

○高橋紀博委員 研修を受けて資格を持っているっていうことが要件となっていると。数というのが、クラブの登録、そのクラブごとの児童の人数によって、60人以上になれば4名ということで、あと、3名、2名ということに基準が設けられているということでもあります。

今回、利用する児童の人数が少し減っている状況になっているかと思うんですけども、なのに、支援員の数は増やさなきゃならないっていうことになっているかと思えます。その配置数というも

のを増やさなきゃならなくなっている理由についてお伺いしたいと思います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 放課後児童クラブの運営委託に当たりましては、毎年度、3月末時点での利用申込数に応じて翌年度に配置する常勤支援員の人数を算出しておりますが、今年度におきまして、3月末時点での利用申込数が全体では前年度から71人減少しておりますものの、クラブごとで見ますと、一部において利用申込みが増えており、配置基準に沿って各クラブの支援員の配置人数を積み上げた結果、全体として見込みを上回る状況となったところでございます。

○高橋紀博委員 全体では減ったけども、その一つ一つの運営する場所、そこにおいては増えたところや何かに支援員を補充しなきゃならない、それをならすと人数が4人足りないということだということですね。理解いたしました。

それで、そのために、今回、補正で予算を確保して、その運営につなげていくってということだと思うんですけども、まず、そもそも、今、非常に人員不足だとかってということも言われておりますし、この業界も非常に厳しいっていうのは、ずっといろいろなところから聞こえてきているんですけども、まず、この人数というものの自体が確保されているのか、また、今後も、必要な人材というものが確保されるようなことになっているのかについてお伺いいたします。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 放課後児童クラブにおける支援員につきましては、受託者において、代替支援員による対応も含め、人材を確保することで、直ちに運営に支障を来す状況にはならないものと聞いておりますが、一方で、子どもの数が減少している中であっても、児童クラブの利用を希望される方の割合は高まるなど、利用ニーズは高く、受託者においても、安定的な人材確保に向け、ウェブ求人サイト等も活用しながら採用活動を切れ目なく行うなど、対応を講じているところでございますが、今後も引き続きその動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○高橋紀博委員 確かに、やっぱり、いろんな現在の状況では、子どもが減っていても、利用する人がそれと一緒に減っていくってということにはならないかなというふうに思いますし、なかなか、そういった人材確保っていうのも厳しくなっていくんじゃないかなっていうのも、正直、感じるところであります。かといって、人がいなければ運営もできないということで、そこは、もう本当に大切なところではないかなというふうに思っております。

放課後児童クラブにつきましては、令和2年4月から民間事業者によって運営をされてきております。その中で、令和2年度からの民間による運営に向けて、まず、放課後児童健全育成事業専門部会っていうのが設置されて、それが、平成30年から議論を始めて、民間委託に向けてということで、まず、放課後児童クラブの目指すべき方向性と現状の課題というものを整理してきたと。そして、その運営の在り方に関する方針というものがこの部会の中で策定され、民間事業者の委託というところに至ってきているというふうに私は認識しているところであります。

その議論の中で、今後の放課後児童クラブの取組の方向性として、当時、民間に委託するに当たって、従前のそれまでの市がやっていた取組というのは、まず、待機児童を解消しなきゃならないっていうことが重点的に行われてきた。しかし、待機児童ももうゼロになって、やっていった中で、今後は、量的拡充というものを最優先に実施していかなきゃならないっていうことから、質的拡充ということに取り組む必要があるということがこの議論の中で話されていた。

そういったことで、まず、民間委託に当たってどういったことが課題になっているのかということが整理されているかと思いますが、その放課後児童クラブの運営に当たり、委託前、どのような点が課題として捉えられていたのかについてお伺いいたします。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 放課後児童クラブの運営委託に関わっては、旭川市子ども・子育て審議会の下に設置されている放課後児童健全育成事業専門部会において、平成30年度から翌31年度にかけて会議を開催し、審議をいただいております。この中では、サービスの均質化、良質化、支援員への指導・研修体制、支援員の処遇、運営の効率化の4点が課題とされ、この認識の下で、本市における委託手法の方向性についてお示しし、その是非や受託者の選定方法などについて御議論をいただいたところでございます。

○高橋紀博委員 課題を4点に整理されたということで、一つは、サービスの内容ですね。それから、それを運営する支援員のスキル、そして、支援員の処遇、それから、運営自体の効率化、この4点を課題として民間委託ということにつながっていったというふうになっております。

その4点が、民間に委託することによって、その課題となっているものが、民間になれば整理されていくっていうか、その課題が改善されていくんじゃないかという期待を持って民間に委託されていったということになるのかなと思いますけども、実際、令和2年から民間に委託されました。期待して導入に至ったことに対して、その委託前の課題に対して、委託されたことによってどのような効果となって、この専門部会は評価、検証というものをされているのかについてお伺いいたします。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 令和2年度に運営委託を開始した後、5年間の委託期間の満了に先立ち、令和5年度に専門部会を開催し、業務委託の効果、検証も含めた議論をいただいたところであります。

その中で、均質かつ良質なサービスの提供や支援員の資質向上の面においては委託による一定の効果があつたものとされた一方で、支援員の処遇向上の面においては、雇用者数の増加や離職率の減少傾向、また一定の処遇改善も見られるものの、さらなる処遇向上、あるいは休暇制度の充実などを求める声もあり、満足度が低い状況との分析がなされたところであり、次期においてもこれらを課題として捉えつつ、引き続き、委託により運営を進めていくことを了とするとの結論が得られたところでございます。

○高橋紀博委員 今の答弁では、課題になっていたサービスの均質化、良質化については、ある程度評価されて、向上して効果が得られている、支援員のスキルについても、ある程度向上してきている、ただ、支援員の処遇について満足というものが得られていないというようなことで評価されているということで、そのときの協議資料をちょっと確認させていただきました。

ここに、評価するに当たって、その4つの課題に対するアンケートですね。対象の児童、そして父母、そして支援員にアンケートを取ってこの評価ということを行っているということでありますけども、確かに、支援員の処遇向上ということに関しては、支援員自体が、半分、6割以上の支援員から、処遇に関しては満足していないと。特に、常勤の責任者の立場にある人は、7割を超える支援員が不満というか、納得していないようなことがアンケートの中には数字となって表れているようです。常勤とそうでない人、代替の補助員の方の意識もちょっと違う。特に、常勤の人たちというのは非常に大変な思いをして仕事をしている、負担感が強くなっているということが出ており

ます。そのことを言われているのかなっていうふうに思いました。

何か聞くとところによると、常勤でやってきた人が、一斉にというか、かなりの人数が常勤から外れて補助員に移ったっていうのを聞いたんです。それだけ、常勤より補助でやっていくだけでいいよねっていうことが一回起きたっていうのもちょっと聞いて、これは聞いている話なんですけど、そんなことも伝わってきておりますけども、大変だと。

ただ、そのことに対して、部会の中で、処遇について言われているのが、定期昇給の実施ですとか役職手当の支給ということを行いながら、給与面においては、その前の市嘱託職員時代に比べると改善はされてきている、しかし、さらなる処遇向上を希望する意見というものがあり、休暇制度については、市の制度のときのほうが手厚かったと。市の非正規職員の体制が会計年度任用職員というふうに待遇が変わった、それによって賞与が支給されるようになってきているけども、委託事業者の人たちは、当時の処遇から少しは改善されているけども、そういった大きな改善にはなっていない。市のほうで働いている人たちは、賞与の支給だとか、今回は駐車場の補助まで受けられるとかって、どんどん、どんどん処遇が変わっていったけども、それが、やっぱり満足度が低い、処遇の改善というものが実感しにくくなっているっていうことがこの部会の中でまず評価しているんですね、検証して評価となっている。

それから、もう一つの課題となっている運営面について、財政効果の検証ということで出ておりますけども、ここには——このまま、全部読んじゃおうかな。

運營業務委託の開始に伴い、歳出が大きく増加している要因は、運營業務に係る管理費分の委託料の増、年度当初及び年度内の新規開設に伴う委託料の増である。令和5年度において、これは令和5年度を検証しているんですけども、委託と直営を継続したと仮定した場合の状況を比較すると、歳出では、委託による運営のほうが直営よりも200万円強高くなっているが、財源内訳では、一般財源が8千100万円減少している。委託のほうが市の負担は少なくなっているんだと。これは、国からの交付金措置だとか、道からの交付金措置がされたことによって、旭川市としての負担というのは少なくなっている。で、参考としてということなんですけども、支援員の処遇について、意見として出されている賞与の支給を見越して、令和7年度以降の委託料を積算した場合においても、賞与を支給したとしても、一般財源が5千400万円強低く、市の負担は少なくなるというふうに見込まれているっていうふうに検証されているんですよ、この部会の中で。

そういったことを考えると、今後、令和7年度で、もう8年度になっていますけども、この部会からの最終的な諮問に対する答申でも、やっぱり、支援員の処遇について、受託者において市の会計年度職員の状況を参考として設定できるよう検討することということも答申の中に記されていますので、この部分は、旭川市はやっぱり重く受け止めて、職員の処遇改善っていうところにしっかり向き合っていく必要があるのではないかなと。でなければ、逆に、働く人がどんどん、どんどんいなくなって、今、聞いても、働いている支援員の人、人数は確保しているけども、本当にもう高齢者がすごく多くて、こんななんっている中で支援している、おばあちゃんがやっている。やってくれているのは、仕事はちゃんとしているけども、あした、あのおばあちゃん、ちゃんと来られるのかなみたいな状況にもなっているっていうようなことも聞こえてきていますので、やっぱり、次の人たちを、支援員を継続的にちゃんと確保できるようにしていかなきゃならないということを考えると、処遇改善というものは、実際、この5年間、改善されてきていないわけですから、向き合

っていくことが必要ではないのかなということを私は考えておりますけれども、そういったことを受けて、市はどのように認識をしているのか、お伺いしたいと思います。

○木村こども・女性・若者未来部長 放課後児童クラブの支援員の処遇改善に関わって御質問いただきました。

最近、人口減少、それから生産年齢人口が減少する状況の中、どの業界でも人材、担い手の確保というのが大きな課題になっておりますけれども、放課後児童クラブに関しましては、先ほど課長からも答弁がありましたとおり、需要側であります利用を希望する児童、つまり、ニーズがそれほど減らないというような状況が見込まれているということもありまして、その意味では、人材確保の必要度合いというの、あるいは見方を変えれば難しさも同時にあるのかなというふうに考えております。

私どもとしては、利用を希望しながら利用できない、いわゆる待機児童を発生させないという量の問題、量の確保の問題、それから、児童の健全な育成に資するサービスを提供するという質の維持、それらを両立させた上で、今後の児童数などの状況の変化にも対応しながら将来にわたってこの仕組みを維持させていくということ、そこを目指していかなければならないというふうに考えておりますけれども、やはり、それには安定的な支援員さんの人材の確保というのがやっぱり絶対的に必要だというふうに思っております、そのための支援員に対する適正な処遇、もちろんこれが全てということではありませんけれども、その適正な処遇というのは、やはり、これなくしてはその実現は難しいだろうというふうに思っております。

放課後児童クラブについては、先ほど委員からお話がありましたとおり、令和2年度から運営委託を開始しておりまして、これまで、役割や経験年数に応じた手当の支給ですとか、あるいは処遇改善に向けた賃金の増額、こういったものを契約に盛り込んできてはおりますけれども、やはり、近年の社会経済情勢からの高いベースアップですとか、あるいは、委員から御指摘がありました賞与の件など、やはり、他と比較をいたしますと決して十分とは言えない状況であるのかなというふうに認識をしております。

こうしたことから、具体的な取組ということで申し上げますと、やはり、まずは、適正な人件費を加味した予算を確保していく、予算を確保する、まずは、これに努力してまいりたいというふうに考えております。その次に、市が適正と考える処遇での雇用につきまして、現在委託をしておりますので、受託者に説明し、御理解をいただくということ、さらには、その後、実際に雇用されている皆様方の処遇がそのとおりに行われているかということ市としてもしっかり確認していくこと、そういった取組一つ一つを今後着実にやっていくことで、先ほど申し上げましたような目指す姿、これに邁進をしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋紀博委員 4つの課題のうち、やっぱり、その部分が改善につながっていないということがすごく大きなことだと思いますので、それを期待して民間に委託して、ただ、この運営の責任者はあくまでも旭川市でありますので、そこもやっぱり責任を持って今後取り組んでいていただきたいということを申し述べて、私の質疑を終わらせていただきます。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 おはようございます。

公明党の駒木おさみです。よろしくお願いいたします。

まず、議案第 56 号、旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これまで、定例会一般質問において、2 度にわたり入園料の見直しを提案してまいりました。その経緯を踏まえて、今回の条例改正は旭山動物園の未来への大切な投資として受け止めております。入園料改定という重要な判断に踏み切っていただけたことに、まずは、冒頭に、心より感謝を申し上げます。

続いて、議案第 107 号、7 款 1 項 1 目の中小企業振興資金融資事業費について質問いたします。

旭川市議会公明党として、6 月 18 日、今津市長に対して経済対策に関する緊急要望を提出させていただきました。特に、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰やナフサを原料とする石油化学製品の供給不足の影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、資金融資制度の拡充など、可及的速やかな予算措置を求めてまいりました。このたび、追加補正が速やかに組まれたことを高く評価してまいりたいと思います。

小規模事業者経営改善資金を借入れする際の利子補給をする内容の予算が組まれておりますが、この事業の提案に至った背景や判断について何うとともに、事業の概要についてお示してください。

○草野経済部経済総務課長 中東情勢の緊迫化を踏まえ、4 月下旬から市内 75 の事業者や業界関係者等にヒアリングを行い、資材価格の高騰だけでなく、供給不足、納期の遅延、数量制限が同時に発生していること、幅広い業種にそうした影響が及んでいることなどの状況を把握したところであります。また、4 月以降、関係団体の方々をはじめ、市議会の公明党、それから共産党の市議会議員の皆様方からも、具体的な御要請や経済対策に係る緊急の申入れを受けてまいりました。

こうした中、今月 18 日には、旭川商工会議所及びあさひかわ商工会から、中小・小規模事業者経営改善資金の利子補給制度創設に係る要望を受けるなど、重点支援地方交付金を財源とした中小・小規模事業者の資金繰りを支援するための事業を実施する判断を行ったものであります。

次に、事業の概要であります。本事業は、中小・小規模事業者の事業継続につながる資金繰り支援を目的として、経営指導を担う旭川商工会議所及びあさひかわ商工会が窓口となり、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金について、一定の期間中に支払われた利子相当額、2.6%に今はなっておりますけれども、そのうち 1.6%相当額を補助するものであり、予算額は、令和 8 年度中の利子補給金として 1 千 20 万円、事業周知に係る広告料等の事務費 100 万円のほか、令和 9 年度において執行が見込まれる利子補給金に係る 1 千 20 万円を限度とする債務負担行為を設定する内容となっております。

○駒木委員 利子補給として計上されている予算だと思いますが、融資総額全体としては幾ら計上されていますでしょうか、また、想定している事業者数は何社を想定されているのか、お伺いします。

○草野経済部経済総務課長 予算計上に当たりましては、旭川商工会議所及びあさひかわ商工会における小規模事業者経営改善資金の平均融資額 850 万円と、1 年間の利用者数の実績に現状の中

東情勢の変化を加味して積算したところであります。補助対象となる利用事業者数は150社を想定しており、これに平均融資額の850万円を乗じた12億7千500万円を融資総額全体として見込んでおります。

○駒木委員 150社を想定されたということと、あと、12億7千500万円を融資総額全体として見込まれたということですが、今後も資金繰りに苦しむ事業者が増えてくるということは大いに考えられることでありますから、事業費が底をついた際にはさらなる追加を行うべきと考えております。御見解をお伺いします。

○浅利経済部長 中東情勢については依然として予断を許さない状況にあるものと認識しておりますし、また、それが解決したとしても、その後、タイムラグが必ず生じます。そういった意味では、中東情勢がよくなったからといって、すぐこういった問題が解決するかといったら、そうではないというふうに認識しておりますので、今後の状況を見る、あるいは中東情勢の状態を注視しながらこの利子補給を行っていく中で、仮に予算が不足するというような状況になった場合については、当然、企業側の事業継続の部分をやはり我々としては守っていきたいというふうに思っておりますので、その予算措置に向けて関係部局と協議を行っていく中で、必要な支援が企業のほうに行き届くようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

○駒木委員 次に、包装資材等転換支援事業費について、この事業の提案に至った経緯をお伺いします。

○後藤経済部産業振興課長 中東情勢の緊迫化に伴う影響について、市内事業者への聞き取りを行ったところ、包装資材、容器、フィルム、緩衝材、ラベル等について、価格高騰に加え、供給不足、納期遅延、数量制限などが生じている状況を確認したところであります。

これらの資材は、商品の販売、サービス提供、納品を行う上で必要なものであり、商品やサービス自体は提供可能であっても、包装や表示、納品に必要な資材が確保できなければ、事業継続に支障が生じるおそれがあります。また、代替資材へ切り替える場合には、単に資材を購入するだけではなく、包装仕様の変更、ラベルや表示の内容、版下、デザインデータの修正、販売単位や納品形態の見直しなど、通常の仕入れとは異なる初期費用が発生する場合があります。こうした事業者の実情や、資材不足、価格高騰への対応を求める御要望などを踏まえ、包装資材や表示資材、販売用資材等の転換に要する費用を支援し、商品の販売、サービスの提供、納品の継続につながるため、本事業を実施しようとするものであります。

事業の概要といたしましては、市内事業所が行う代替資材の導入、包装・表示仕様の変更、販売単位や納品形態の変更など、事業継続に必要な転換に要する経費を支援するものであります。補助率は対象経費の4分の3、補助上限額は1事業当たり150万円を基本とし、予算額は、補助金4千500万円、事務経費150万円を合わせて4千650万円としております。

なお、本事業は、通常の資材購入や価格高騰分そのものを補填するものではなく、商品の販売、サービスの提供、納品を継続するために必要となる資材や仕様、販売形態等の転換費用を対象とするものであります。

○駒木委員 この事業でナフサ不足の影響を受けている事業者をどの程度カバーできるのでしょうか、見解をお伺いします。

○浅利経済部長 ナフサ関連製品につきましては、非常に多岐にわたっている、そして、その影響

も当然ながら幅広い業界に広がっているというような状況でございます。

今回の補助金の対象とするのは、今、課長も申し上げたとおり、包装資材、表示資材、あるいは販売用の資材、納品用の資材等の不足や価格高騰によりまして、販売、サービス提供、それから納品の継続に支障が生じる場合に、その代替の資材への切替え、あるいは包装の仕様の見直しとか、あるいは販売形態や納品形態の見直しを行うための転換費用というものでございます。

そのため、ナフサ不足の影響を受ける具体的な業種もありますけれども、包装や納品に必要な資材の確保が事業継続に直結する事業者を中心に一定の活用が見込まれるのではないかと考えていますし、この補助事業を通じて転換されたときには、次にまたこういった事態が起きた際に、そういったものに強い地域というふうに変っていただくことを期待しているところでもございます。

今回、この事業においては、全ての業種、事業者に対してカバーするものではございませんが、まずは、業種の多くに共通する梱包資材等の不足、あるいは価格高騰に対応する、さらには、販売や納品の継続に支障が生じるおそれのある事業者をまずは支援しまして、今後も、市内事業者にお話をお聞きしながら、必要な対策について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○駒木委員 追加補正について質問をさせていただきましたが、市議会公明党として緊急経済対策の要望を行ったのは5項目ありました。今回の補正では2項目にとどまっていることから、さらなる支援策を早急に組み立てる必要があると考えています。

旭川市は、割り当てられた重点支援地方交付金1億4千700万円を全て使い切ったわけでもありませんので、必要と思われる支援を洗い出して、足りなければ財政調整基金を活用してでも事業構築を行う必要があると考えています。見解をお伺いします。

○小澤行財政改革部次長 今回の物価高騰対策に関わる補正予算は、中小企業者の経営状況や関係団体等からの御要望などを踏まえ、まずは、特に急を要する対策について提案させていただいたものでございます。

今後の対策につきましては、重点支援地方交付金がまだ8千万円ほど残額がありますので、そういったものも踏まえつつ、市民や事業者の状況、国や北海道の対策等を注視し、真に必要な方に必要な支援が適切な時期に行き届くよう、財源を含め、検討してまいります。

○駒木委員 御検討をお願いいたします。

先の見通しが立てられず、廃業に追い込まれる事業者も出てきておりますので、一日も早い追加支援策を求めて、この質問は終わりたいと思います。

続いて、街あかり推進費についてお伺いをします。

8款5項1目の街あかり推進費ではありますが、概要とその経緯についてお示してください。

○原都市振興部都市計画課主幹 街あかり推進費に係る補正予算ですが、令和8年3月に、街あかり推進事業に活用することを目的に企業版ふるさと納税として500万円の寄附をいただいたことを受け、あさひかわ街あかりイルミネーションを行っている街あかり実行委員会への負担金を増額するための予算を計上しております。

○駒木委員 貴重な企業版ふるさと納税500万円の寄附をいただいたということを大変心強く、感謝を申し上げます。

昨年、30回という節目を迎えられました街あかりイルミネーション、ユキノワアサヒカワなど、すばらしい冬の観光事業が展開されてまいりました。ここに至るまで、厳しい寒さの中、市民の皆

様を楽しませたい、旭川を盛り上げたいという一心で、企画から準備し、日々の維持管理に至るまで、多大なる御尽力をいただいていた旭川街あかり実行委員会の皆様をはじめ、商店街や経済界の皆様、そして関係職員の皆様の貴い汗の歴史があったことと思います。

そこでまず、これまでの30年の歩み、新しく生まれ変わったユキノワアサヒカワに関わってこられた全ての皆様の思いや御尽力に対し、本市としてどのような受け止めであるのか、また、今後の街あかりの見解とともにお聞かせください。

○原都市振興部都市計画課主幹 街あかり推進事業につきましては、これまで30年にわたり、旭川街あかり実行委員会をはじめ、商店街、経済界、関係団体、ボランティアの皆様、また、御寄附や協賛をいただいた多くの市民、企業の皆様に支えられながら、本市の長い冬の夜を彩る取組として継続してまいりました。これまで支えてくださった皆様の思いと、厳しい寒さの中、設置や管理などに携わっていただいた皆様の御尽力の積み重ねがあって、現在の街あかりがあるものと認識しており、深く感謝しております。

今後につきましても、これまで支えていただいた皆様への感謝を忘れず、本市らしい冬の景観づくりを大切にしながら、市民や来街者に親しまれる事業となるよう、実行委員会や関係団体と連携して取り組んでまいります。

○駒木委員 本市ならではの地域の特性を生かして、ユキノワアサヒカワといった、雪と光でつなぐ、そういった新しいネーミングで第二章がスタートいたしました。

イルミネーションは、雪があるからこそ、あの圧倒的な美しさが出るという唯一無二の特徴を持っています。白銀の雪景色に溶け込む光の輪、そしてマイナス気温の空気の中でこそ輝きを増すダイヤモンドダストとの共演は、旭川のアイデンティティーそのものであります。

新しく生まれ変わったユキノワアサヒカワを展開したことによるこれまでの具体的な事業成果や来街者の御反応、そして手応えといった現状の認識についてどのように捉えていますでしょうか、見解をお伺いします。

○原都市振興部都市計画課主幹 昨年度は、30周年を契機として、名称をユキノワアサヒカワとして刷新し、雪と光がつなぐ街をテーマに新たな演出を実施いたしました。特に、宮下通に設置したデザインシステムをモチーフとしたタワー型のモニュメントにつきましては、市民、観光客を問わず、写真を撮影される方が多く見られ、旭川駅周辺での夜間景観に新たな印象を生み出すことができたものと受け止めており、来場者アンケートにおきましても、前年度と比較して、満足、非常に満足と回答された割合が増加し、高く評価していただけたものと認識しております。

一方で、今後は、さらなる満足度向上に加えて、来街者の回遊や滞在、周辺への経済波及効果などにも結びつけていく視点が必要と考えております。

○駒木委員 モニュメントが新たな夜間景観を踏んだという手応えの一方で、今後は、経済波及効果や回遊、滞在に結びつける視点が必要という課題認識は、すばらしい冬の光の成果があるからこそ、このモニュメントを冬限定のものにとどめるのは非常にもったいないと感じております。

昨年の第4回定例会でも一般質問をさせていただきましたが、旭川は四季が感じられるまちでありますので、四季を通じて、こうしたまちの象徴となる通年観光のランドマークとして、アルファベットのASAHIKAWAという文字モニュメントを設置し、通年でのライトアップと連動させることを改めて提案させていただきます。

ちょうど、先日、あさひかわデザインウィークが開催されました。買物公園を舞台に、高校生や大学生の若い力が輝いたまちなかキャンパス、そして、旭川家具のデザインに触れ、多くの市民の皆様や観光客が笑顔で行き交う感動に包まれたまちでありました。

そして、本市として、こうした冬以外の観光閑散期におけるまちなかのにぎわいについて、どのような課題を持たれていますでしょうか。デザイン都市としての熱量を通年の観光ランドマークとして、ASAHIKAWAのその文字モニュメントの設置は大変に有効と考えています。

街あかり推進費とどのようにつなげていかれるのか、見解をお伺いします。

○板谷都市振興部次長 通年でのまちなかでの魅力づくりやにぎわいの創出は、本市にとって重要な課題であると認識しております。

御提案をいただきました文字モニュメントにつきましては、訪れた方が写真を撮影し、滞在の記憶を持ち帰るきっかけとなり、本市の発信力向上や中心市街地の魅力向上にもつながることから、観光振興、中心市街地活性化、また景観形成など、幅広い視点から検討を行う必要があると考えております。

街あかり推進事業といたしましては、既存の公共空間や設置物を夜間に美しく見せるライトアップなど、夜間景観の向上に資する部分については連携していくことも可能と考えますことから、関係部局とも情報を共有しながら検討してまいります。

○駒木委員 大変前向きで、ライトアップとの連携も可能という力強い御答弁、ありがとうございます。

文字モニュメントの実現に向けて、ぜひ具体的な一步を踏み出したいと考えます。新設に当たり、設置場所や安全性、維持管理、費用負担などの事務的課題があることは重々理解をしています。莫大な予算を一気にかけるのではなく、補正予算の場であるからこそ、できるところから始める視点が重要と考えています。

本市は、デザイン都市として培ってきたまちのブランドを一体となって発信してきましたデザインシステムという仕組みがあり、広がりを見せています。

そこで、提案ですが、みんなでつくり上げるという形で、今回の予算の範囲内でできる街あかり推進費を活用し、まずは、イベントの一時的な演出、撮影スポット、そしてライトアップができる簡易的な文字モニュメントをまちなかに先行設置するという、スモールスタートでの段階的な取組についてお考えをお答えください。

○板谷都市振興部次長 文字モニュメントを設置する場合には、デザインだけではなく、設置場所ですとか安全性、維持管理、費用負担など整理すべき課題が多くあるものと認識しております。

一方では、御提案をいただきましたとおり、小さく試しながらモニュメント設置による効果ですとか課題を把握していくということも必要なことと考えますので、今後、例えば、イベント時における一時的な演出ですとか、撮影スポットづくりなど、街あかり推進事業の趣旨に沿う形の中で実施可能な取組については、関係者と相談してまいりたいと考えております。

○駒木委員 今後、中心市街地の回遊性に生かすためには、デジタル時代に即した効果検証が不可欠であります。本市を訪れた方が写真を撮り、それをSNS等で自ら発信する口コミの力が非常に強力であります。例えば、まちなかにアルファベットのASAHIKAWAの文字モニュメントがあり、年間3万枚の写真がSNSに投稿されれば、一つの投稿が平均100人の方の目に触れるだ

けで、延べ300万回以上、世界に拡散されます。これは、最大300万円相当の広告費削減効果が毎年生まれる計算になります。さらに、それを見た人の僅か0.5%、1万5千人が実際に本市を訪れて、平均3千円のお買物や飲食につながれば、それだけで年間約4千500万円のまちなか経済効果が生まれます。それ以上かもしれません。一度の投資で持続的なメリットをもたらすからこそ、検証の価値があります、中心市街地の起爆剤になると考えております。

この街あかりを通じた滞在時間延長による周辺商店街への具体的な経済波及について、市としてはどのように分析、評価をされていますでしょうか、お伺いします。

○板谷都市振興部次長 街あかり推進事業は、本市らしい夜間景観の形成を主な目的として実施してきたことから、事業実施による観光消費額や滞在時間、周辺店舗への波及効果などの直接的な効果の把握を行ったことはございませんが、今後、ユキノワアサヒカワを中心市街地の回遊性向上や観光振興にも生かしていくためには、来場者アンケートやSNSでの反応の把握とともに、周辺店舗との連携や滞在時間、回遊状況の把握など、効果検証の方法についても検討していく必要があるものと考えております。

○駒木委員 効果検証の検討をぜひお願いいたします。

経済効果が非常に高いからこそ、技術的、財政的にも必ず実現できる計画に落とし込まなければならないと考えています。設置実現に向けて、冬期間の除雪作業の妨げにならないように、除雪やイベントのときに柔軟に運用ができる可動式モニュメントを導入することで、安心、安全に活用するという工夫が必要であります。

財源についても、一般財源に頼ることではなく、今回の企業版ふるさと納税500万円や、国の補助金、さらにはクラウドファンディングなど、旭川を応援したいというみんなの力、民間活力を組み合わせることが大変有効と考えています。

雪国に対応した可動式の工夫を念頭に置きながら、国費や民間の活力、そういったものを幅広く組み合わせて、ASAHIKAWAのアルファベットが入りました文字モニュメント設置実現に向けて、市の方針や検討の状況について改めて見解をお伺いします。

○板谷都市振興部次長 本市におきまして、可動式モニュメントの設置を進めようとした場合、耐久性や設置撤去に係る費用、撤去時の保管場所などの課題がございますが、除雪やイベント時に柔軟な対応ができるという利点もあると考えております。

街あかり推進事業の実施に伴う財源につきましては、これまでも、市の負担金だけではなく、企業、団体等からの協賛金、寄附金、クラウドファンディング、個人サポーター制度など多様な御支援をいただきながら実施してきたほか、本年度につきましては国の地域未来交付金の活用にも取り組んできたところであり、今後も、国費ですとか民間活力の幅広い活用に努めてまいります。

○駒木委員 現実的な課題の工夫と財源確保に前向きな御答弁をありがとうございます。

その財源の選択肢として、本年度から導入されました宿泊税について、今後の未来に向けた一つの提案としてありますが、本市を訪れて宿泊してくださる観光客の皆様からいただく貴重な財源は、ユキノワアサヒカワにも一部活用されているとのことですが、市民と観光客の双方が恩恵を実感できる、そういった使われ方を目指してはと考えています。

今回は、今後の未来に向けた提案にとどめますが、今後、宿泊税の使い道の議論を深めていく中で、通年の文字モニュメント等の観光インフラやライトアップの整備、こういったものを柱の一つ

として位置づけて、観光部局と協議をしながら、具体的に検討を進めていただきたいと切に願います。これに対する受け止めをお伺いします。

○板谷都市振興部次長 宿泊税につきましては、観光振興を安定的かつ持続的に進めていくための財源として、本年度から活用しているところであり、ユキノワアサヒカワにつきましても、一部活用しながら事業を進めているところでございます。

御提案をいただきました市民と観光客双方が恩恵を実感できるまちなかの景観づくりや、夜間の魅力向上、観光客の回遊促進につながる取組につきましては、宿泊税の活用を考える上でも重要な視点の一つと考えられることから、観光部局や財政部局と協議を行いながら、宿泊税の効果的な活用について引き続き検討を進めてまいります。

○駒木委員 文字モニュメントというすばらしい光のシンボルを核としながら、さらに、まちなかの回遊性を高め、その足元に心地よく集うためのもう一つの温かいコンテンツを最後に御提案させていただきます。

冬のイルミネーションが自慢の旭川だからこそ、買物公園通りにライトアップされた温かい足湯です。かつて、まちなかにあった手の噴水は、夏の涼しさを届けてくれ、冬は積もる雪が幻想的で、四季折々に楽しませてくれました。

ここで、手のひらに関わるエピソードは割愛させていただきますが、この雪と光の美しい冬に寒さを忘れて一息つける、そういった足湯をまちなかに設置してみてもと考えております。

今回は、補正予算の審議でございますので、街あかり推進費の新たなコンテンツとして、夜間はその足湯自体を優しくライトアップさせるという、光に照らされた暖かい湯気が夜空に立ち上る光景は、本市の新しい幻想的な街あかりの魅力になるのではないかと考えています。

さらに、この足湯の燃料として環境に配慮した地元木材の木質ペレットを活用し、ペレットストーブの優しい炎で温める仕組みを取り入れるということは、本市が目指すゼロカーボン旭川の取組をまちなかで実感していただく大きな一歩になると考えています。文字モニュメントという光のランドマークと温かいライトアップ、足湯がまちなかで連動すれば相乗効果でさらに圧倒的な魅力が生まれると確信をしています。

凍えるような極寒の冬だからこそ、暖かい足湯につかりながら美しいライトアップを見上げる、そんな誰もが笑顔になれる旭川ならではの新しい街あかりとぬくもりのおもてなしの可能性について、本市の考えをお聞かせください。

○板谷都市振興部次長 冬の買物公園におきまして、寒さの中でも滞在したくなる環境をつくるという御提案は、冬のまちなかの魅力や回遊性を高める上で参考となる視点ではございますけれども、足湯設置につきましては、旭川ならではの冬の体験としての必然性ですとか効果の整理、また、他の滞在環境づくりとの費用対効果の比較などを十分に行う必要があるほか、加えて、衛生管理、熱源、安全対策、維持費用など、多くの実務的な課題がございます。

そのため、街あかり事業として足湯を直ちに設置するということは難しいと考えておりますけれども、冬のまちなかにおける滞在性向上につながる取組については、関係部局や民間の方々と連携し、検討を進めてまいります。

○駒木委員 直ちには難しいということではありますが、光るタオルっていうのもあるんですよね。そういった相乗効果も倍に膨らんでいけるのかなって思うんですよね。そういったこともちょっと

私なりに夢を膨らませているところなんです、足湯をイメージしていただけたら、そこからライトアップしていく、何でも光るようにして、街あかり推進費にこじつけのような今回の質問でありますけど、そういった楽しいわくわくするような、そういったまちなかの回遊性をぜひ広げていただきたいなと思います。

前向きな答弁として受け止めておりますので、ぜひお願いいたします。

ASAHIKAWAのアルファベットの文字モニュメントの設置、そして宿泊税の活用、温かいライトアップの足湯など、まちなかの未来についてお話をさせていただきましたが、最後に、市民の皆様が主役となって旭川市全体が優しく一つになる心温まる街あかりイベントを、本市として、イルミネーションやそういったモニュメントを眺めるだけではなく、例えば1年に一度、この日のこの時間にはみんなで一斉に窓を開ける、カーテンを開けて、お部屋の明かりをまちにともそうという、市民一斉のライトアップデーを設けてはいかがでしょうか。海外のニュージーランド・オー克兰の事例でも、市民や企業が一斉に協力をしてまち全体を一つの巨大な光のアートにするという取組が行われています。そこには大きな感動が生まれております。

同じ思いで窓に明かりをともし瞬間、離れた場所にいても、今、旭川が一つになっているんだということを肌で感じるができるはずであります。こちらはゼロ予算でございますので、何とぞお願いします。

先ほど触れましたが、かつて、私たちの買物公園には、多くの市民の皆様は深く愛された手の噴水がございました、今は奥のほうの8条通にございますが。当時は、スマホもポケベルもなかったとき、そういったモニュメントを旗印として、私たち若者は、じゃ、あの手のひらの前でと、そこに行けば誰かがいるというような、そういった約束の下でわくわくしながら集まったときがありました。私自身もそんな温かい思い出に育てられた一人であります。理事者の多くの皆様にもそういった体験があるかと思います。

時代は変わっても、人がまちに集まり、出会う喜びの本質は変わらないです。これからの時代、国内外からのお客さんはもちろん、市民の皆様が、今日の待ち合わせはあのASAHIKAWAの前でと、笑顔が当たり前に行き交う、そんな温かいシンボル、旗印として、長年このまちを支えてこられた皆様、そして、何よりも御寄附を通じてまちを思ってくださいる皆様、関わる全ての皆様と一緒に形にしていきたい、そういった思いです。

一朝一夕に全てを決めることは難しいと思いますが、先ほどの御答弁にありましたように、スモールスタートというような、そういった形で走りながら考えていくということも一考かと思っています。まずは、今回の補正予算から、一步踏み込んで、このASAHIKAWAという文字モニュメントの設置、そして、街あかり推進費の今後の発展について、行政の皆さんと一緒に温かい知恵を出し合う検討委員会のような場をまずは立ち上げてはいかがでしょうか。

理事者の皆様のこれまでの成果を踏まえた具体的かつ前向きな優しい答弁を期待いたしまして、私の質疑を終わります。

○田島都市振興部長 文字モニュメントを中心に、設置する方法ですとか、財源の確保などについても様々な視点から具体的に御提案いただきました。

文字モニュメントについては、他都市の状況を調べておりますけれども、最近、道内では、岩見沢市や小樽市でもまちのシンボリックな場所に設置されたと伺っておりまして、観光や景観形成など

の面において魅力的なコンテンツの一つであると認識しております。

一方で、それぞれのまちの設置者、例えば、商工会議所ですとか観光振興公社などが寄贈したりしていると伺っておりまして、在り方についてはしっかり検討すべきと考えているところでございます。

御提案いただいた検討の場の設置につきましては、モニュメントをどこに設置するかですとか、財源、設置者などの在り方を検討する上で意義のあるものと考えておりますが、現在の街あかり実行委員会では、市内中心部におけるイルミネーションの設置管理を目的とした組織でございまして、通年型の観光のランドマークですとか新たな観光コンテンツの企画運営を行うということは、その目的や体制を考えますとなかなか難しい部分がございます。

そのため、文字モニュメントの検討に当たっては、観光部局、中心市街地活性化に関わる団体ですとか商店街などの経済界、また、デザインの関係者などとも、その必要性や在り方について広く議論をする必要があるものと考えておりますので、様々な場面で情報共有などを行いながら、まずは今年のユキノワアサヒカワを着実に実行しまして、その成果、課題なども把握した上で、今後の展開について関係者の方々と協議したいと考えているところでございます。

引き続き、他都市の状況なども参考としながら、今回御提案いただきました部分も含めて、情報共有などに努めてまいります。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 43 分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 おはようございます。

それでは、最初に、市立旭川病院にお尋ねいたします。

議案第 53 号、旭川市病院事業基金条例の制定について。

このたび、市立旭川病院に基金を設置しようとしておりますが、その目的をまずお示してください。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 旭川市病院事業基金は、医療器械の購入など、病院経営に必要な経費の財源に充てるため、設置しようとするものです。

これまで、当院では、ふるさと納税などにより寄附金を受けておりますが、厳しい経営状況の中、資金確保に向けて、寄附金は重要な財源となっていることから、当院の取組のPR強化が必要と考えております。病院独自の基金を設置することで、皆様からの寄附金の受皿と使い道をより明確にし、計画的に活用しながら、その内容を積極的にPRしていくことで、当院への御理解をいただき、寄附金の増加を目指そうとするものです。

○石川厚子委員 ふるさと納税だけでなく、寄附金の増加を目指すということですね。

道内のほかの自治体でこのような基金を設置しているところというのはあるのでしょうか。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 道内のほかの自治体全てを確認したわけではございませんが、病院建設に係る基金設置が多い中で、小樽市立病院におきましては、医療の質の向上及び健全な運営に資するための資金として、具体的には病院のPR冊子作成といった経費にも活用しておりまして、

医療器械の購入を中心としながら、幅広く寄附を活用していくため、小樽市立病院を参考にしています。

○石川厚子委員 小樽市立病院が設置しているということですね。

基金設置の目的は、医療器械購入のためということですが、現在、市立病院で一番高額な医療器械は何であって、耐用年数は何年ほどなのでしょう。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 当院で最も高額な医療器械は、令和4年度に購入したがん治療に使用する放射線治療装置、いわゆるリニアックでございまして、購入額は6億2千128万円、法定上の耐用年数は6年となっています。

○石川厚子委員 リニアックの購入額は約6億2千万円、耐用年数の6年で使用をやめることはないと思いますけれども、もしそうだとすれば1年で1億円を超えるということですね。

この基金は、年間幾らほど寄せられることを目標にしているのでしょうか。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 令和7年度における当院へのふるさと納税実績が、寄附金が約5千494万円、手数料等が控除された収入額で約3千26万円となっております。新たに基金を設けたことを契機に、ホームページやSNSなど様々な広報媒体を活用したPR強化を徹底することで、まずは令和7年度実績を超えることを目標としています。

○石川厚子委員 ふるさと納税は、返礼品などを除くと3千万円ほどとのことなので、とてもリニアックの足元にも及ばないかと思います。

そこで、ふと思い出したんですけれども、以前、たしか10年以上前のことだと思うんですけれども、PET-CTを市立旭川病院に導入してはどうかというふうに提案したところ、市内のほかの病院にもPET-CTは配置されているので、競合するので購入する予定はない、そのようなお答えでした。

リニアックは、たしか旭川医大ですとか厚生病院にもあると思うんですが、本当にこのリニアックは市立旭川病院に必要なのでしょうか。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 リニアックは、旭川医大と当院にありまして、さらに、道北の中でも最新鋭ということで、非常に、今、前立腺がん等の病気が増えている中で、公立病院としても積極的にこれに対応するという必要と考えております。

○石川厚子委員 リニアックは必要とのことなんですけれども、このリニアックですとかダヴィンチといった高額医療器械を購入する、あるいは更新する場合、本当にそれが必要かどうかという検討というのは深く行われているものなのでしょうか。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 こういう高額医療機器につきましては、市の一般会計からの繰入れもいただいております。予算化に当たっては、院内はもちろんですが、市の財政当局とも十分協議しながら取り組んでいるところでございます。

○石川厚子委員 人の命はお金に代えることができませんので、必要な医療器械であれば購入、更新することはやぶさかではないと思います。ただ、ナースシューズまで廃止するというような、そういった涙ぐましい儉約をしていらっしゃるの、ちょっとこの6億円という金額はどうなのかなと思って聞かせていただきました。

基金で医療器械を購入できたらそれはすばらしいことだと思うのですが、そのほかにもこの基金の使途というのはあるのでしょうか。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 基金の使途について、現時点で具体的なものはございませんけれども、医療器械の購入だけでなく、例えば、医師、看護師等の教育関連の機器なども含め、当院の医療の質の維持向上や患者サービスの改善を目的として幅広く活用していく考えです。

○石川厚子委員 医療器械だけでなく、教育関連の機器など、あくまでも後に残るものの購入を予定しているということだと思います。

そうすると、この基金は、医薬品ですとか医療物資の購入ですとか、医療従事者の処遇改善には回らないのかなというふうに思います。そうすると、診療報酬の改定に頼るしかないかなと考えるわけなんですけど、この6月に診療報酬が改定されましたが、ホルムズ海峡閉鎖等の影響は反映されていないと思うんですよね。この診療報酬の改定をどのように受け止めますか。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 令和8年度診療報酬改定では、全体で12年ぶりのプラス改定となる3.09%の引上げが実施されるなど、病院が置かれている厳しさを国においても一定程度認識いただいたと受け止めております。

一方で、この内容は、国で昨年12月に決定したものであり、現在の中東情勢の影響などは反映されていないという状況でございます。

全国自治体病院協議会などは、先月、5月に、国に対して、中東情勢等の影響を受ける医薬品、医療物資等の確保、価格の安定対策について、支援体制の早急な確保や、令和8年度補正予算による措置を実施すること、補正予算での対応が追いつかない場合には、診療報酬の中間年改定を速やかに実施できる体制を整えることを要望しておりまして、当院としても同じ考えです。

○石川厚子委員 私は、この第1回定例会でも市立病院に質疑させていただきました。病院事業管理者からは、第4次中期経営計画期間外の令和10年度以降とはなりますが、資金収支の黒字化達成を目指してまいりたい、このような答弁がありました。

基金を設置することにより、第4次中期経営計画が目指す令和9年度末までの経常収支及び単年度資金収支の黒字化は達成できる、そういった見込みはあるのでしょうか。

○長谷川市立旭川病院事務局長 令和8年3月に実施した第4次中期経営計画の見直しに係る経営委員会において、委員から広報活動の強化に関する意見などもあり、こうした状況も踏まえて、新年度に入ってから基金の設置を検討することとなりました。

率直に申し上げて、基金設置による収入増だけで黒字化することは見込んでいませんが、今年4月以降、SNSで当院の取組などを週1回程度の頻度で積極的に発信しています。そうした広報活動により、イメージアップを図りながら、当院を応援してくださる方々からの寄附を期待するものです。

資金収支の黒字化に向けては、さきの予算分科会で管理者から答弁しましたとおり、入院収益を中心とした医業収益の増加や委託料の縮減など、収益と費用の両面からさらなる見直しを進めることに加え、今回の基金設置のように、医業外も含め、あらゆる手法で財源確保を図り、計画期間外の令和10年度以降とはなりますが、黒字化を目指してまいります。

○石川厚子委員 確かに、この基金を設置することだけで、焼け石に水とまでは言いませんが、市立病院の黒字化には結びつかないかなというふうには思います。しかし、市立病院があらゆる努力をしているということを市民に示すことは大事だと思うんですよね。それにほだされて寄附する市民の方もきっといらっしゃると思います。

今回の基金の設置については評価いたしまして、この項目を終わらせていただきます。

委員長、切りがいいので。

○中村のりゆき委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 では、午前に引き続き、質疑させていただきます。

続いて、農政部にお尋ねいたします。

生乳販路拡大推進事業について。

農産物等流通拡大支援費 160 万円が計上されておりますが、この事業の概要をお示してください。

○杉山農政部長 農産物等流通拡大支援費 160 万円につきましては、新たに生乳販路拡大推進事業を立ち上げ、全国の子ども食堂等へ市内の工場で生産されたロングライフ牛乳を食支援として届けることで、生乳の販路拡大と子どもたちへの継続的な食支援を同時に実現することを目指しております。

なお、本市では、令和6年度から、社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業を通じて旭川産米の寄贈を実施しており、当事業においてもこの仕組みを活用することを予定しております。

○石川厚子委員 令和6年度より全国の子ども食堂等に旭川産米の寄贈を実施しているとのことですが、この間の実績をお示しいただきたいと思います。

また、寄贈先からはどのような感想が寄せられているのでしょうか。

○杉山農政部長 この事業は、令和6年度は310万円の事業費で80団体に約3トン、令和7年度は約1千500万円の事業費で、全国47都道府県の716団体に約16トンの旭川産米の寄贈を行っております。また、財源については、クラウドファンディング等を活用し、令和6年度は3千114万8千300円、令和7年度は6千145万3千円の寄附をいただきました。

本市のお米を受け取った方々からは、お米がおいしい、米価が高騰している中、寄贈は本当にありがたい、いつか旭川を訪れてみたいなど、全国から200件以上の感謝の声が寄せられております。

○石川厚子委員 令和7年度は、全国47都道府県に寄贈を行っているということですね。いつか旭川に行ってみたい、そういった感想も寄せられているということなので、実現すると大変喜ばしいことだというふうに思います。

このたび、ロングライフ牛乳を届けようとする、その理由をお示しいただきたいと思います。

○杉山農政部長 子ども食堂等には様々な食品の寄贈がありますが、成長期の子どものための栄養源の一つである牛乳は、賞味期限の短さから備蓄が難しく、寄贈が限られており、十分に行き渡っていない現状があります。また、生乳の需要低迷は酪農業全体の課題となっており、市内の酪農家からも消費拡大支援を求められております。

常温で長期保存が可能なロングライフ牛乳は、これらの課題を解決するとともに、新たな需要の創出が期待されることから、当事業での活用を予定しているところです。

○石川厚子委員 ロングライフ牛乳は常温で3～4か月の賞味期限があると聞いているので、全国の子ども食堂の支援には大変ふさわしいと思います。

ちなみに、私は、以前、ある入社試験を受けまして、そこでLL牛乳とは何かという設問があって、大きなサイズの牛乳と書いてしまったのを覚えております。そんな人間でした。

このたび、旭川が取り組む意義というのを述べていただきたいと思います。

○杉山農政部次長 本事業により、生乳の販路拡大を図ることで、酪農家の経営安定化が期待できるほか、堆肥原料の供給源となる酪農業の振興により、本市農業における資源循環型農業の推進にもつながると考えております。また、本市には、ロングライフ牛乳の製造工場が立地しており、本事業により販路拡大を図ることで、酪農業全体の課題である生乳の需給課題解決に寄与することができると考えております。

○石川厚子委員 生乳の需要課題解決に寄与するといったことですが、学校が夏休み、冬休みの期間は牛乳の消費が減るというふうに伺っております。

これを機に、旭川市内でもロングライフ牛乳の普及を広げてみてはどうでしょうか。

○杉山農政部次長 当事業においては、旭川市内の子ども食堂等へのロングライフ牛乳の寄贈も予定しております。本取組をきっかけに、ロングライフ牛乳の認知度向上を図り、旭川市内における需要増にもつなげていきたいと考えております。

○石川厚子委員 旭川市内の子ども食堂への配付も予定しているということなので、ぜひ、市内においてもロングライフ牛乳の需要増につなげていただきたいと思います。

この事業を進める上での課題と今後の展望についてを最後にお伺いいたします。

○林農政部長 本事業は、市内の水稻農家の方々からいただいた寄附金を活用して実施しようとするもので、そうすると、次年度以降の財源確保がやはり大きな課題かなというふうに思っています。その辺は、クラウドファンディング等を活用しながら財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。

今後につきましては、一義的にこの事業は販路拡大ということではありますけれども、直接的には、お答えさせていただいたように、需要の低迷ですとか食支援、こういった課題に取り組むということと、これもお答えさせていただきましたけれども、資源循環型の農業、こういった取組を通じて環境負荷低減、こういったことにつなげていきたい。これは、米づくりにおいて先進地となっている本市においても、極めて有意義な取組になるかなというふうに思っています。

私も、このプラットフォームは極めて優秀なものだというふうに思っています。資金調達から含めて、出口である消費まで一貫して取り組んで、効果も見えるという意味では、旭川産農産物のブランディングを考えたときにも極めて有効な手法であるというふうに考えておりますので、その可能性についてさらに広げてまいりたいというふうに考えております。

○石川厚子委員 課題は財源確保ということなんでしょうけれども、実施している旭川産米の寄贈と併せて、旭川産農産物のブランド化にぜひつなげていただきたいと思いますということを申し述べまして、農政についての質問は終わらせていただきます。

続いて、議案第101号、財産の取得についてお尋ねします。

緊急通報システム通報機器を買収しようとしておりますが、まず、概要をお示してください。

○栗野総務部契約課長 議案第101号の財産の取得につきましては、一人暮らしの高齢者等の家

庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器１８０組を緊急通報システム事業協同組合から２千５６８万５千円で買収しようとするものでございます。

○石川厚子委員 緊急通報システム、いわゆるホットラインですね。今回は１８０組を買収しようとしておりますが、過去５年の購入組数と購入単価の推移をお示しいただきたいと思います。

○小笠原消防本部指令課主幹 今年度を含めた過去５年の購入台数についてでございますが、令和４年度が２００組、令和５年度から令和７年度まで各年度１８０組、今年度につきましても１８０組を購入しようとするものでございます。

また、１台当たりの単価でございますが、単価が最も低かったものが令和４年度の１０万４千３３５円、その後、各年度におきまして価格が上昇し、最も高い単価は今年度の１４万２千６９４円となっております。

○石川厚子委員 購入単価ですけれども、令和４年度と比較すると４万円近く上がっているということですね。

ここ数年間、１８０組を買収しておりますが、利用者の中には、施設に入られたり、亡くなられたりする方もいらっしゃると思います。そういう方が利用していたホットラインというのはどうなるのでしょうか。

○小笠原消防本部指令課主幹 委員が御発言のとおり、ホットラインの利用者の中には、施設に入所する、長期入院で自宅に戻らない、市外に転居する、お亡くなりになったなどの理由から利用を中止される方が一定数おられます。

この場合は、一旦、通報機器等を撤去することとなりますが、転居後の通信機器等につきましては、更新となる古くなった機器を除き、全て、新たに設置希望があった利用申請者宅に設置してございます。

○石川厚子委員 無駄にはしないで再利用しているということですね。

令和４年度は２００組購入しておりましたが、令和５年度以降は１８０組となっております、この理由についてもお示しいただきたいと思います。

○小笠原消防本部指令課主幹 令和５年度に、それまで２００組から２０組を減じ、１８０組とした理由でございますが、令和４年度に旧製造メーカーが緊急通報プロダクト事業から撤退し、現在の製造メーカーに同事業を譲渡することとなり、当時、毎年度更新していた２００組の確保が不透明であったこと、様々な理由で撤去される利用者の増加により実稼働台数が減少傾向にあったこと、使用年度などを踏まえ、更新組数を減じたものでございます。

○石川厚子委員 撤去される利用者も増えてきたということですね。

ホットラインといいますと、一人暮らしの高齢者ですとかが自宅で急病やけがなどに遭われて救急車が必要な場合、壁に設置されているホットラインのボタンを押すとか、またはペンダントのボタンを押す。私は以前もお尋ねしたんですけど、ペンダントっていうのはすごく有意義だと思うんです。寝るときは枕元に置いておいたり、お風呂に入るときは、脱衣所に置いておいて、具合が悪くなったらすぐペンダントを押せるっていうのはすごく有効なものだと思うんです。

そういうイメージがあったんですが、火災ですとかガス漏れが発生した場合に、天井や壁に設置されている火災センサー等が自動的に感知することによって、消防防災指令センターへ直接通報されるといったことなんです、昨年のホットライン経由での通報件数についてお示しいただきたい

と思います。

○小笠原消防本部指令課主幹 令和7年のホットラインによる通報件数は、火災に関する通報が161件、救急に関する通報が586件、合計747件でございます。

○石川厚子委員 今お尋ねしたところ、ホットラインによる火災に関する通報が161件もあるのですが、近年の旭川市の火災件数は100件に満たないというふうに記憶しているのですが、この161件にはどのような通報が含まれているのでしょうか。

○筒井消防本部指令課長 火災に関する通報件数につきましては、煙感知器、熱感知器、ガス漏れ警報器のいずれかが作動し、自動通報された件数でございます。実際の火災のほか、ガスコンロの火の消し忘れにより鍋や魚焼きグリルが焦げて発生した煙に感知器が作動するといったような事案もございます。

自動通報を受けた際には、消防指令センターの職員が、相互通話が可能となるハンズフリー機能を利用して利用者に大きな声で呼びかけを行い、例えば、ガスコンロの火を止めてもらったり、煙や熱が発生している原因に対し、可能な範囲で対処していただくことで火災の発生を未然に防いだ件数が161件の通報のうち113件、また、火災には至っていないが、利用者宅の状況を確認するために消防車を出動させた件数が46件、火災に至った件数が2件となっており、本市における火災の早期発見、被害の拡大防止など、火災件数の減少に高い効果を発揮しているものと考えてございます。

○石川厚子委員 実際の火災発生は2件ということですので、このホットラインが火災の早期発見ですとか拡大防止に重要な効果を発揮しているということが分かりました。

現在、一人暮らしの高齢者の方でも、固定電話を所持しない、スマホがあるから、もう固定電話は必要ないわってというふうにして固定電話をやめてしまったという方が私の周りにもいらっしゃるんですけども、今でもこのホットラインの需要というものはあるものなののでしょうか。

○筒井消防本部指令課長 ホットラインの需要につきましては、令和5年度499件あった申請者は、令和7年度に431件となり、近年、減少傾向にはありますが、依然400件を超える利用申請があり、一定の需要はあるものと考えております。

○石川厚子委員 以前に、固定電話回線がないとホットラインが設置できないというのは、時代にそぐわないのではないかとというふうに質疑させていただいたんですが、そのときは、固定電話回線以外の接続には、スマートフォンを利用した緊急通報装置などの活用が考えられますが、新たなアプリ開発や維持管理費用が発生し、負担が増えてしまうなどの課題もありますことから、利用者の意向や、国や他の自治体の動向に注目し、情報収集を進めるとともに、利便性の向上や市民サービスの向上につながるよう、固定電話回線以外での使用についても検討してまいります、そういった答弁がありました。

他の自治体についての調査は行っているのでしょうか、また、固定電話回線以外での検討については進んでいるのでしょうか、お答えください。

○筒井消防本部指令課長 他自治体について調査しましたところ、札幌市、千歳市、川崎市など幾つかの自治体で専用の携帯型端末を用いた緊急通報システムの導入が図られておりますが、いずれも、急病や事故等の緊急事態に救急車を要請することに特化しており、煙感知器や熱感知器などの火災センサーと連動し、火災発生時に自動通報する機能は有していないものでございました。

本市の緊急通報システム、ホットライン１１９の強みは、救急車の要請だけではなく、火災発生時に煙や熱を感知し、自動通報することができることにあり、そのためには、利用者の自宅から通報できる通信環境を常設しておく必要があります。

携帯しか持たない方向けにデータ通信を行うためのＳＩＭを挿入した専用緊急通報端末を新たに導入し、火災センサーと連動させる方法も検討したところではございますが、個人で所持する携帯電話料金以外にＳＩＭ回線使用料がかかること、現行の通報端末に比べ、コスト高になること、また、指令センターとのハンズフリーの相互会話ができなくなるなどから、現時点におきましては固定電話回線を御用意していただくこと以外での導入は難しいと考えているところでございます。

○石川厚子委員 携帯しか持たない人についても検討したけれども、やはり、固定電話以外は難しいということですね。

確かに、スマホでありまして、例えば、１番娘、２番息子、３番１１９番とかと登録しておけば、本当に具合が悪くなったときに３番のボタンを押すとかって、そういうことは可能だと思うんですよ。

今回、ホットラインが火災の早期発見ですとか、被害の拡大防止に貢献しているということがよく分かりました。それで、この点についての質疑は、以上にさせていただきます。

続きまして、もりもりパークについてお伺いします。

補正予算の中で、こども向け屋内遊戯場もりもりパークに関するものをお示しいただきたいと思っています。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 こども向け屋内遊戯場もりもりパークに関するこのたびの補正予算としては、１７款２項１目総務費国庫補助金の地域未来交付金で１０３万７千円の減額、２４款１項２目民生費の子育て支援施設整備事業債で１７０万円の追加となっております。

これは、３款２項１目児童福祉総務費のこども向け屋内遊戯場管理費に関わるもので、もりもりパークでは、本年１０月より、市外在住の方に限り、子ども３００円、保護者２００円を御負担いただくこととしておりますが、これに伴い、導入を予定し、当初予算で計上している券売機設備の費用について、国の地域未来交付金が不採択となったことに伴い、充当財源を国庫補助金から市債へと変更しようとするものでございます。

○石川厚子委員 国の地域未来交付金が不採択になったため、市債に変更するということですね。

これは、なぜ地域未来交付金が不採択になったのか、その理由が分かれば教えていただけますか。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 当初活用を予定しておりました交付金につきましては、デジタルを活用して地域の課題解決、魅力の向上の実現に向けた取組を行うものに対して２分の１の補助金で交付されるというもので、今回対象としましたのはその券売機に関わる経費ということになります。

その券売機の導入の部分と地域課題の解決の関係性について、そこについて交付の申請をいたしたんですが、採択に至るまでの訴求がなかったというふうに認識しております。

○石川厚子委員 分かりました。

で、現在のもりもりパークの年間利用者数、そのうち市外の方が占める割合、また、年間の運営経費をお示しいただきたいと思います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークの年間利用者数は、新型コロナウ

イルス感染症の流行時には大きく落ち込みましたが、令和5年度以降は10万人を超えており、令和7年度におきましては10万2千25人、そのうち、市外の利用者は約45%を占めております。

年間運営経費につきましては、令和8年度予算において、運営委託料や建物賃借料など6千925万9千円となっております。

○石川厚子委員 10万人を超える方が利用しているということで、そのうち、市外の方の利用が約45%を占めるということで、大変大きな割合で市外の方が利用しているんだということが分かりました。

もりもりパークは設置されて14年がたつと思うんですが、現状ではこういった課題があるのでしょうか。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 現状における主な課題といたしましては、施設、設備の老朽化がございます。

もりもりパークは、平成23年9月の運営開始から14年以上が経過し、施設内において、人工芝の損耗や剥離、あるいは照明設備の一部故障など、改修、修繕が必要な箇所が複数あるほか、毎年度実施しております利用者アンケートでは遊具の更新や新しい遊具の導入を求める声も多く寄せられている状況でございます。

また、もう一つの課題として、混雑の深刻化がございます。年々、市外からお越しの利用者の割合が増加しており、それに伴って週末を中心に混雑度合いが増し、市民が利用しにくい状況となっており、利用者アンケートなどにおいても改善を求める意見をいただいているところでございます。

○石川厚子委員 施設、設備の老朽化と混雑が課題だということですね。

それで、このたび、入場料を徴収することを提案しているのだというふうに思いますが、市外の方の入場料を子どもが300円、保護者が200円としておりますが、この設定の理由をお示しいただきたいと思います。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 金額の設定に当たりましては、利用者アンケートの結果や道内類似施設の状況、さらには、旭川市子ども・子育て審議会、あるいは、学識経験者や利用者代表から成るこども向け屋内遊戯場運営会議の意見等も踏まえたところであり、施設で楽しむ子どもを主たる受益者とし、あわせて、混雑緩和のためにも保護者からも一定額をいただくとの考えの下、1人1日当たり子ども300円、保護者200円としたところでございます。

○石川厚子委員 子どもが主たる受益者とのことですが、私は、最初、この大人の料金と子どもの料金が逆ではないかと思ったんですね。例えば、お父さん、お母さん、子ども2人だと1千円ですよね。それが、お母さんと子ども3人だと1千100円になってしまうわけですね。2人の保護者が2人の子どもを見るよりも、1人の保護者が3人のお子さんを見るほうが大変だと思うんです。現に、このアンケートを見ても、子どもが3人いて、1人がトイレに行くのに、他の2人の遊びを中断させて、だっこして、準備して3人を連れていくのがとても大変といった声が寄せられています。

保護者よりも子どもの料金が高いついていうのが納得いかないのですが、いかがなものでしょうか。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークでは、成長段階に応じ、保護者と子どもと一緒に遊び、子どもが遊ぶ姿を通じて保護者の方にも遊びの重要性に気づいていただけるよう、保護者同伴での利用を必須としております。

そうした意味においては、子ども、保護者とも、もりもりパークにおける受益者と考えられますが、実際に遊具を使って楽しむ子どもたちが主たる受益者であり、そのために御負担いただくとの考えから、子どもの料金を保護者より高く設定させていただいたところでございます。

○石川厚子委員 今、子どもも保護者も共に受益者だっという答弁があったんですけども、収入のないお子さんにより多く負担させるというのがどうも納得いかないんですが、その点についていかがでしょうか。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 繰り返しの答弁になるんですけども、確かに、受益者という部分では保護者、子どもともに受益者ということで、そうした中で、その施設を利用し、遊ぶということのメインとしてはお子さんということで、子どもさんが主たる受益者としての判断の下でこのたびの設定をさせていただいたところでございます。

○石川厚子委員 納得したわけではありませんが、次に進みます。

次に、市外の方の利用が約45%ということですが、このもりもりパーク設置以降の推移はどのようなになっているのでしょうか。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークの利用者に占める市外の方の割合につきましては、開設初年度の平成23年度が25.2%、翌24年度は29.7%となっておりましたが、以降、コロナ禍を除き、その割合は増加傾向にありまして、直近3か年の数値といたしましては、令和5年度が37%、令和6年度が39.4%、令和7年度が44.6%となっております。

○石川厚子委員 市外からの利用者の方が、コロナ期を除いて、開設から年々増加して、現在、約45%になったということですね。

そこで、このたび、市外の利用者の方から入場料を徴収しようとするわけなんですけど、市民利用を無料とした理由についてお聞かせください。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークは、屋内の遊び場に対する市民の高いニーズを受けて開設された施設でございまして、本市の子どもたちの多様な遊びや体験の機会づくりに貢献している施設と認識しております。

こうした中で、市外利用者の増加に伴い、混雑が深刻化し、市民の利用に支障が生じ、市民サービスの低下につながっているということが運営上の大きな課題となっていること、さらには、令和6年度に、外部意見も踏まえて実施された全事業見直しにおいて、市民の利用者に十分配慮した上で有料化を検討するよう指示があったこと、利用者アンケートや附属機関においても、有料化に際しては市外利用者のみを対象とすべきとの意見が出されたことなどを考慮した結果、市外の利用者のみから御負担いただくという形にしたところでございます。

○石川厚子委員 先ほどの利用者アンケートでは、遊具の更新ですとか新しい遊具の導入を求める声が多数寄せられているとのことですが、以前に、トヨタから木製の車のおもちゃが寄贈されましたよね。私の孫も大変喜んで遊ばせていただいたんですけども、ソロプチミストからマグネットウォールが寄贈されたということも伺っております。

このように、企業や団体からの寄贈というものをもっと活用してはいかがでしょうか。

○今こども・女性・若者未来部こども総務課長 もりもりパークの運営経費につきましては、多くの皆様方から御寄附をいただいております子ども基金を充てているほか、ただいま委員のほうから

お話のあったとおり、これまでも複数の企業や団体からおもちゃや遊具の寄贈をいただいているところでございます。

いずれも利用されるお子様方からは好評をいただいております、大切にに使わせていただいております、今後とも、こうした企業、団体からの寄贈といった視点も含めて、遊具の導入、更新の検討を進めることができると考えているところでございます。

○石川厚子委員 そこで、続いて、旭山動物園にお尋ねします。

今回の条例で、入園料を市民は700円から800円へと約1.14倍、市外の方は1千円から1千400円と1.4倍と、市民に比べて市外の方の入園料の値上げ幅の倍率が高くなっておりますが、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○中田旭山動物園長 今回の料金改定につきましては、物価高騰や人件費など動物園の運営に係る経費が増加傾向にあるほか、将来的な施設整備等を見据え、持続可能な運営と魅力ある動物園づくりを進めていくため、料金の値上げを提案させていただくものであります。

算定に当たっては、市の「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に準じて、入園料で負担すべき対象コストと1人当たりで必要となる入園料を算出し、最終的には一般料金を1千400円、市民特別料金を800円として設定させていただいたところであり、いずれも指針に定める改定前料金の1.5倍以内となっているものでございます。

○石川厚子委員 今でも、市外の方は、市民の入園料の約1.4倍を支払われているわけですよね。それが、今度、1.75倍になってしまうわけです。市外の方の入園料が市民に比べて高過ぎると思うのですが、いかがでしょうか。

○中田旭山動物園長 市民特別料金につきましては、市民の方々への感謝や配慮の観点から、地元の動物園をより身近に感じ、気兼ねなく足を運んでもらえるよう、2008年度から設定しているものであります。

当初の改定案は900円としておりましたが、パブリックコメントや旭川市中小企業審議会において地元の方々へのさらなる配慮を求める意見があり、これを踏まえて800円に再設定しましたことから、その結果、一般料金と市民特別料金の差は1.75倍となったところでございます。

一般料金が高過ぎるのではとの御指摘でございますが、受益と負担の観点を踏まえて適正に算定しているものと認識している一方、年間パスポート料金については1千600円とし、値上げ幅を抑制することにより、リピーターや周辺地域などに一定の配慮を取っているものでございます。

○石川厚子委員 以前は、市民も市外の方も同じ入園料だったと思うんです。市外から来られる方というのは、旭山動物園を楽しみにして来られると思うので、多少高くても支払うだろうとは思っていますよ。

私も、以前、免許証を車の中に忘れてしまいまして、取りに行くのも面倒だったので、市外の料金で入園したことがあります。市外からわざわざ旭山動物園を目当てに来られた方が、1千円から1千400円になったところで入園をやめようというふうには恐らくならないだろうと思うんですよね。これが、何か取れるところから取ってしまおうという感じを受けるのですが、いかがでしょうか。

○中田旭山動物園長 今回の料金改定については、今後の持続可能な運営のみならず、各施設のリニューアル、新施設の建設、新たな動物の購入のほか、園内での利便性向上など、動物園全体の魅

力につながることを目的に行うものであります。

特に、旭山動物園におきましては、観光などを目的に国内外からの来園が大半を占めておりますことから、インバウンドへの対応の充実や、団体入退園の円滑な誘導、冬季安全対策など、市外の人園者を意識した様々な施策を講じる必要があるものと認識しており、料金改定にはそういった要素も含んでいるところでございます。

市外の方には、料金改定によりさらなる御負担をいただくこととなりますが、今後、十分に納得していただけるよう丁寧な説明を行うとともに、ハード、ソフト面の両面において、魅力ある施設展示や安心、快適な環境の整備など様々な取組を進めることで、より満足いただける動物園づくりを目指してまいります。

○石川厚子委員 同じことをもりもりパークからも感じるんですよ。市民は無料のままですからね。先ほど、週末を中心に混雑が深刻化しているとのことでしたが、市外から来られる方は、やはり200円、300円払っても利用されると思うんですよ。

アンケートによりますと、利用時の外出目的でもりもりパークそのものに行くというのが52%でした。買物のついでの33%を大きく上回っております。市民が無料というのを私は否定するつもりはないんですが、例えば、市民のうち、保護者だけから100円でも徴収する、そういった発想は浮かばなかったのでしょうか。

○木村こども・女性・若者未来部長 今回のもりもりパークの取組ですけれども、課長から先ほど答弁がありましたとおり、施設、設備の老朽化に対応するための改修、修繕ですとか、また、市外からの利用者の割合が上昇し、市民の方々が利用しにくい状況になっているという混雑状況、こういった課題に対応し、改善するための方策として10月から有料化を導入するものでありまして、その手法として市外の利用者の皆様に一定の御負担をいただくということとしたものでございます。

御質問をいただきました市民の保護者からの徴収につきましては、物理的な選択肢としてはあるとは思いますが、子育て、遊びの拠点の一つとして、より市民の方々が利用しやすい環境への改善、つまり、市民へのサービス、あるいは市民の利便性向上、そういったものを主目的、あるいは出発点として、また、利用者アンケートですとか審議会などでの御意見も踏まえまして、今回、このような形とさせていただいたというところでございます。

ただ、私どもが期待している効果が今回の取組でどの程度現れ、また、その課題解決にどうつながるのかといった部分につきましては、正直、やってみなければ分からないというところもございますので、10月にスタートさせていただいて、一定の期間を見ていかなきゃならないとは思いますが、その間の実績、さらに、ひょっとすると、また新たな別の問題、課題というものも出てくるかもしれません。

そういったものも含めて、検証あるいは検討した上で、さらなる改善が必要だというふうに判断される場合には、ちゅうちょすることなく見直してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと存じます。

○石川厚子委員 今、部長から、課題があったら見直すということで、私は、やっぱり、混雑緩和にはなかなかつながらない。きっと、徴収することによってその施設整備に寄与すると思うんですけども、混雑がこれで緩和するかなということは非常に疑問なんですよ。

旭山動物園にしても、もりもりパークにいたしましても、市民の料金を低く設定するですとか、

市民を無料にするということは、先ほど来申しておりますように、決して私は否定しているわけではないんです。ただ、この取れるところから取るんだ、そういう印象を受けるんですよ、市外の方をより高くするっていうことだね。

今回、いろいろ議案が提案されておりますけれども、その中で、ごみ袋については、大綱質疑でまじま議員が質疑いたしましたし、この後、中村みなこ議員が質疑を予定しておりますので、私からは質疑をいたしません。市内の指定ごみ袋を1.5倍にするという議案、これが提案されておりますけれども、ごみ袋というのは全ての市民が利用するものですよね。これは、いやも応もなく、指定のごみ袋をこれから市民の皆さんは購入しなければならなくなってくるわけです、この議案が通ればね。

公民館、ときわ市民ホール、住民センター、地区センターなどの使用料は、もともとそれほど高い金額ではないので、少しぐらい値上げしても利用する人は利用するだろう、そういった思惑が透けて見えます。

今回の使用料、手数料の見直しについては、取れるところ、取りやすいところから取る、そういった印象を受けるんですが、副市長の見解をお伺いします。

○熊谷副市長 今、もりもりパークの話かなと思ってちょっと頭の整理をしていたんですけども、ちょっと話してもいいですか、もりもりパーク。

もりもりパークは、当初、私が総合政策部にいたときに、中心市街地の活性化の計画の中に位置づけました。その理由としましては、多くの市民の皆様を中心に訪れていただいて、市民の利便性もそうだし、にぎわいという部分もございました。そうした中、今、ちょっと人数を見ていたところで、当初、10万人から15万人を誘致しようというような計画だったんですよ。今、おおむね達成されていますが、細かい数字を見ますと、市内の方は当初からやや微減傾向かな、市外の人たちは多くなっているというか、微増している感じになっています。

木村部長のお話のとおり、施設も古くなっていますし、また老朽化もありますし、様々な課題があるんで、実際、今回、いろんな審議会であったり、あと、事務事業の見直しですか、そういった部分での御意見等も踏まえて、まずは改善策の一つとして市外の皆様の御利用の部分について徴収しようといった内容で、今回は、もりもりパークについてはそういった整理をしています。

動物園も、今、隣に浅利部長がいますけども、こちらもどんどん魅力ある施設にしくちやいけませんので、やはり、そちらにつきましても、常にリニューアルだとか、維持、修繕等についてはしっかり対応しなくちやいけないという中で、90%以上は、多分、市外の方だと思うんですけども、そういった利用のためにも、これから魅力ある施設のためにも、そういった部分での差はつけておるところでございます。

市民以外の人に対してというお話ですけども、施設の維持のためのコストの一部というのは、やはり、利用料として市外の人たちに一部負担してもらうということで、市民との不公平感をなくす部分もあるのかなというふうな形でございます。そういった部分での市民と市外の方との差というのは、様々な総合的な部分の中でそういった整理をしているところでございます。

それで、ごみ袋のお話でございますが、こちら、今、ごみ袋の御質問かどうかはあれですけども、私は、今回、値上げに伴って、いろいろと説明会にも参加しましたし、あと、他のまちの部分での資料とかも見ました。そうしたとき、やっぱり、当初、ごみ袋を有料化してから、量はどんど

ん減っているんですよね。だけど、実際に処理費用は増えているというような状況でございまして、要は、本当に実際に使用している量、排出量は少なくなっているんですけども、それに伴う費用は増えているといった状況にございます。しかも、全部は取っていないくて、多分、3分の1ぐらいの負担なんですよ。

そうした中で、決して取れるところからということじゃなくて、ゴミ袋については、確かに、おっしゃるとおり、市民の皆様、みんな共通の部分ではございますけども、やはり、ゴミ袋の量によって、そこに過重にお金が使われるということは、例えば子育て施策であったり、ほかの部分での費用の面である程度使えなくなることになりますので、やはり、使った分というか、使われた分に対して、受益と負担と言うのが適切かどうか分かりませんが、相当の、使った部分に対してはしっかり料金をいただくといった考え方は間違っていないのかなと思っています。

私は、今回、値上げについて、ほかのまち、道内の主要都市ですけども、全部、整理しました。そのときには、やはり、実際の使用料、実際に使っているゴミ袋のために徴収する料金は下がっていますけども、支出が増えているといった状況がございまして、やはり、今回については、このタイミングで一定の負担をいただくといった考え方で、今回、提案させてもらっています。

○石川厚子委員 今回の副市長の答弁に納得したわけではありませんが、私の持ち時間がそろそろ終わりかなと思うので、今回のこの点については終わります。

最後に、議案第107号の追加補正について、今回、重点支援地方交付金が約1億4千700万円交付されるわけですが、今回の補正では7千万円弱しか計上されていません。

まず、この理由をお示してください。

○今田行財政改革部財政課主幹 今回の対策につきましては、中小企業者の経営状況や関係団体からの御要望等を踏まえまして、まずは、市内事業者の事業継続に対する支援が急を要すると判断し、そのための予算といたしまして、2事業で事業規模6千790万円の補正予算を編成したところでございます。

○石川厚子委員 まずは、市内事業者の事業継続に対する支援ということですね。

財政調整基金の残高は、令和7年度末で71億円とのことでした。

昨日の一般質問で、市長は、能登谷議員への答弁で、財政調整基金の取崩しもあり得る、このように述べられました。

今回の追加補正の金額というのはあまりにも少ないのではないのでしょうか。

○小澤行財政改革部次長 今回の補正予算は、中小企業者の経営状況や関係団体等からの御要望などを踏まえ、まずは、特に急を要する対策について提案させていただいたものでございます。

今後の対策につきましては、重点支援地方交付金の残高を踏まえつつ、市民や事業者の状況、国や北海道の対策等を注視し、真に支援が必要な方に適切な時期に支援が行き届くよう、補正予算の提案時期や財源も含め、検討してまいります。

○石川厚子委員 補正予算の提案時期を検討するということは、第3回定例会前に臨時会の招集も考えているということでしょうか。

○小澤行財政改革部次長 第3回定例会より前に補正予算を提案しなければならない状況となった場合には、臨時会での提案も選択肢の一つであるというふうには考えております。

○石川厚子委員 確かに、第3回定例会では遅過ぎると思います。

物価高騰対策に対しましては、私ども会派のほかに、公明党会派さん、旭川商工会議所、旭川民主商工会などが要請しております。それで慌ててこの追加補正を提案したのだと思うんですが、金額が少な過ぎます。

ある塗装業の方は、4月以降、一円も収入がない、やむを得ず、5人いる従業員のうち、2人の首を切った、生まれて初めて電気が止められた、このように言っておられました。今日、明日の生活に困っているわけですね。

先ほど、浅利部長は、議案が可決した後も支給までタイムラグが生じるといった趣旨のことを話されたと思いますが、一刻も早くスピード感を持って取り組むよう指摘いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時53分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○小林委員 旭川市民連合の小林ゆうきです。よろしくお願いします。

質疑にちょっと先駆けてお願いがあるんですが、今、服薬している薬の影響で物すごく口が渴いてしまうということがありまして、もしかしたら、発言の途中に、口が渴き過ぎて、口を潤したいということでお水を飲むかもしれないんですけど、御容赦いただければと思います。

あと、これまでの大綱質疑であったり、これまでの皆さんの質疑の中で触れられている論点もあるんですが、私は私なりの視点で質疑いたしますので、何度も同じ答えをさせてしまうかもしれないんですが、それも御容赦いただければと思います。

今回、私は、使用料、手数料の見直しに関連した質疑ということで、実際には補正予算のほうと条例のほうにもまたがるんですが、一つの項目ということで用意してきました。

まず、家庭ごみの処理費用のほうについて伺いたいと思います。

家庭ごみの処理は、そもそも、私は旭川に小学校3年生ぐらいから住んでいるんですけど、いつ頃から有料化したっけとか、何で有料化したんだろうとか、そういった、何ていうか、初歩の初歩から分からないところがたくさんあるので、本当に基本的なところから伺っていききたいと思います。

まず、家庭ごみの処理というのを自治体で行う理由、目的、根拠について伺いたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 一般廃棄物である家庭ごみの処理については、廃棄物処理法において、市町村が一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に従って処理を行う責任を有しており、これに基づき、処理を実施しております。

○小林委員 廃棄物処理法っていうのは、その目的は何でしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 廃棄物処理法の目的につきましては、同法第1条において、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されております。

○小林委員 公衆衛生の向上は大事ですね。憲法第25条で、国民の権利保障のために国が果たす

べき責務といいますか、義務というふうにもされていると思います。これに基づいて廃棄物処理法が制定されているのかなとも思うんですが、廃棄物処理法で計画を策定し、処理を行っているということでした。

じゃ、先ほどこっちと触れたんですけど、ごみの処理が有料化したというのが2007年からだったそうなんですが、有料化した目的というのは何だったんでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 本市では、家庭ごみの有料化導入に際し、2006年度に家庭ごみ有料化実施計画を策定しておりますが、有料化の目的として、ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化及びごみ減量化のための費用への活用を掲げております。

○小林委員 ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化ということだったんですが、何か、対象が燃やせるごみと燃やせないごみだけなんですよ。この2つだけを、何というか、対象にした目的というのは何でしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 燃やせるごみ及び燃やせないごみの処理を有料化することで、排出量を抑制して焼却や埋立量を削減することが期待できるとともに、リサイクルを行う資源ごみの手数料は無料とし、料金水準に差を設けることで分別の促進及び資源回収量の増加が期待できることから実施したものです。

○小林委員 燃やせるごみと燃やせないごみが有料だったら、その中に捨てていたかもしれないであろう衣類とか、そういう資源に回せるものを資源に回すはずだ、そういうことから燃やせるごみ及び燃やせないごみが対象になっていると。それは理解しました。

では、2007年にごみ処理を有料化したわけですが、それによって目的が果たせたのでしょうか、効果についてお示ください。

○笠井クリーンセンター所長 本市の市民1日1人当たりの家庭ごみの排出量を、有料化導入前の2006年と直近の2024年度で比較しますと、713.2グラムから552.1グラムとなり、約77.4%に減少しているほか、リサイクル率についても、2006年度の14.6%から2024年度には19.9%と5.3ポイント上昇しており、有料化によるごみの減量や資源化が進んでいるものと認識しております。

○小林委員 有料化によって、ごみの減量化や資源化が進んでいるということでした。

リサイクル率というのがどういった数値なのかなというのがちょっと分からないので、リサイクル率というのが何なのかということと、あと、2024年度で19.9%、これが一体どういう数値なのか、多いのか、少ないのかというのがちょっと分からないので、現在の数値についてどのような評価をしているのか、伺いたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 リサイクル率につきましては、ごみの総排出量のうち、資源化を行っているごみの割合でございます。

本市では、ごみ処理基本計画の中で、2027年度に25%の数値目標を設定しておりますが、近年、低下傾向にあり、達成は困難であると考えております。新聞の発行部数の減に伴う古紙の集団回収量の減少が主な要因と考えております。

○小林委員 リサイクル率は、ごみ総排出量のうち、資源化を行っているごみの割合ということでした。

新聞の発行部数が減ってしまって、古紙の回収量が減少してリサイクル率が下がったということ

で、新聞の発行部数の減自体はあまりいいことではないのかもしれませんが、ごみの量、リサイクルできる古紙の量が減ったからリサイクル率が減ったということですね。

その答弁のとおり、資源ごみとなるものの消費が減少すれば、ごみ総排出量に対する比率が減少するのでリサイクル率は下がると思うんですよね。なので、ちょっとこの数値自体が評価目標として適切なのかどうかというのは少し疑問に思うなというふうに思います。

というのと、リサイクル率は25%を目指していたということですが、リサイクル自体、すごく収集運搬コストもかかりますし、リサイクルするに当たって莫大なCO₂が排出されますので、リサイクルすればよい、リサイクル率が上昇すればイコールエコだという話ではないのかなと思います。3Rの優先順位はリデュース、リユース、リサイクルですからね。

というところで、リサイクル率の数値と今の認識については理解いたしました。

今回、ごみの処理の手数料を1.5倍に値上げされているんですが、こちらの根拠は何でしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ処理手数料の見直しにつきましては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、全庁的な取組を併せ、実施するものですが、その額につきましては、指針の内容のほか、有料化導入時の負担割合や、道内の人口10万人以上の都市のうち、帯広市、江別市、今後値上げを予定している北見市において1リットル当たり3円となっている状況なども踏まえて算定しております。

ごみ処理に係るコストについては、人件費や物価の上昇により増加を続けており、現行のごみ処理に関するサービスを維持していくため、値上げを行うものでございます。

○小林委員 すみません。確認なんですが、指針の内容だけで値上げの根拠としているわけではないということですね。

○笠井クリーンセンター所長 そのとおりでございます。

○小林委員 分かりました。

ちょっと急で申し訳ないんですが、もし分かればでよろしいんですが、今回、手数料を値上げしたことによって、1世帯当たり、例えば、4人家族とかで1年くらいでどれくらい負担が増えるのかっていうのがもし分かればお示してください。

○笠井クリーンセンター所長 ただいまちょっと詳しい情報が手元にないんですけれども、1人当たり819円となっております、1世帯当たり1.8人とかを掛け合わせた数字になると思います。

○小林委員 急なのに、ありがとうございます。

私もちょっと自分なりに計算してみた結果、そうですね、市役所の出しているごみがグラムですが、ごみ袋ってリットルじゃないですか。ごみ袋、グラムとリットル、うわってなりながらちょっと地味に計算してみたんですけど、1年間1人で1千円ぐらいの負担増かなというふうに出てきました。ただ、世帯の人数が増えれば、その分、その世帯にかかる負担というのは増えるんだというふうに思っています。

先ほど、ごみ処理手数料の値上げの根拠は何ですかって聞いたときに、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づいていますというお話がありました、これだけではないということでしたが。これの受益と負担という言葉がちょっと気になっていて、ごみ処理における受益者って誰にな

るのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 今回の手数料改定において、コストの算定や、市民に負担いただく金額や負担割合等の設定の基としている取組指針におきましては、受益者とはサービスを利用する人ですが、ごみ処理におきましては排出されたごみの処理がサービスとなりますので、ごみを排出した方が受益者となります。

○小林委員 一番最初にお聞きしたこととも関連するんですが、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がありますね。それによって、国がそれを保障しなければならないという話なので、このごみを処理することって、公衆衛生の向上とか市民全体に関わることだよなあと思っているんですよね。ごみを出した人が受益者ってということなんですけど、今言ったように、ごみ処理の基本は生活環境の保全と公衆衛生の向上なので、これは、社会全体が恩恵を受ける共同利益といいますか、公共財といいますか、そうなんじゃないのかなあというふうに思うんですよね。

というのは、そう思いますというだけなんですけど、次の質問に移りたいと思います。

これまでずっとごみ処理にかかるコストが増えていますっていう答弁をいろんなところで聞いているなというふうに思うんですが、ごみ処理にかかるコストの増の要因とは何なのか、ちょっと内容についてお示しいただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ処理にかかるコストは、2022年度から2024年度までの実績から1リットル当たり10.4円と算定しており、有料化導入時の6円と比較しておよそ1.7倍に増加しております。

主な要因につきましては、処理経費の多くを占める収集運搬経費の増によるものであり、有料化導入時のコスト計算を行った2004年度と直近の2024年度の比較では、ごみの量は減少傾向にあるものの、プラスチック製、紙製の各容器包装の分別区分の追加などに伴い、1ごみステーション当たりの年間延べ収集回数が244回から338回に増加していることや、ごみステーション数が8千235か所から1万46か所に増加したことにより運搬業務量が増加していることに加え、燃料費や運転手、作業員などの人件費が上昇していることによるものであります。

○小林委員 燃料費、運転手さんや作業員さんの人件費が上昇しているということでした。

ちょっと、ごみステーションの話は置いておいちゃうんですが、プラスチック製、紙製の各容器包装の分別区分の追加ということで、リサイクルができることによって収集回数が増えちゃったんですね、244回から338回に。それ自体は別に悪いことじゃないと思うんです、リサイクルって大事だと思っているので。ただ、それは、分別の細分化という形で、行政サービスを変更したことによる固定費といいますか、システムの維持費の増加と言えるんじゃないかなというふうにも思うわけです。個人のごみの排出量というのは減っているわけですよね。個人の排出量とは関係のない固定費であるシステム維持費というものでごみの処分手数料に上乗せするというのが、使った分だけ払うという受益者負担の原則を逸脱しているんじゃないかなと私は思うわけです。

これについての認識を伺いたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 収集運搬に係る経費は、ごみの排出量に応じて変動するものではありませんが、家庭から排出されたごみは、ごみステーションからの収集運搬、清掃工場や最終処分場で焼却または埋立処分を行うといった一連の流れで処理されており、収集運搬に係る経費についてもごみの処理に必要なプロセスとしてコスト算定に含めております。

○**小林委員** 収集運搬に係る経費もコスト算定に含めておりますと。これは、何をコストとするのかというところの議論になっていくのかなと思いますが、ちょっと私はそこまで触れられないので、ほかの方がぜひ触れていただけたらと思います。

ちょっと話は変わりまして、先ほどの石川厚子委員の質疑の中でもあったんですが、ごみって、所得にかかわらず一定量の排出が避けられないですよね。ごみ処理の有料化って、排出するごみの排出量、何ていうか、低所得者でも高所得者でも一定のごみって絶対に出してしまうと思うんです。同じく減らそうと思えば、所得にかかわらず減らせるとも思うんです。

ただ、所得に対する利用料というのは割合として低所得者に対して大きくなってしまうので、逆進性が高いよなと思うんですよね。なので、ごみの処分の有料化というのが逆進性の高い施策だなと私は考えているんですが、これについての認識を伺いたいと思います。

○**笠井クリーンセンター所長** 本市では、これまでも、使い捨て製品などを避けること、分別の徹底など、リデュース、リユース、リサイクルといった3Rの徹底によるごみの減量化や資源化に向けた意識の向上や行動の促進につながる普及啓発や情報提供を実施しております。

ごみは、生活により必ず発生し、全ての市民が排出しますが、その量については、世帯の人数や年齢、生活実態のほか、ごみに対する意識の度合いなどにより、所得にかかわらず負担を軽減できるものと考えておりますので、逆進性が高いとは言えないものと考えております。

本市では、今後も、こうした取組を通じてごみの減量化や資源化を進めてまいります。

○**小林委員** 御答弁では所得にかかわらず負担を軽減できるものと考えておりますのでということだったんですが、いや、そうなんです。所得にかかわらず、ごみを減らそうと思えば減らせるんです。つまり、低所得者ほどごみを少なくできるというわけではないんですよね。だから、逆進性が高いんじゃないですかという質問をしているということです。所得にかかわらず一律の負担を求めるといことで、低所得者に対する、所得に対する負担割合が高くなるっていうのが逆進性なので、これ、高いとは言えないという根拠がちょっとよく分からないなと思っています。

特に、燃やせるごみって、今、資源化として、無料で回収している瓶とか缶とかプラスチック製容器とかペットボトルとかと違って、減量化が難しくないですか。瓶、缶、ペットボトル、皆さん、何でそれを使うか分からないですけど、例えば、じゃ、缶の飲料を買わないようにしようとか、ペットボトルの飲料を買わないようにしようとか、自分の選択で変えたりすることができる部分ですよ。一方で、燃やせるごみって、ちょっと食べ物を食べたときのごみとか、花粉症ですごく使ったティッシュとか、何かそういうものはすごく減らすのが難しいんじゃないかなと思います。

なので、その値上げは低所得者への負担を強化するものなんじゃないかなというふうにも考えるんですが、これについての認識を伺います。

○**笠井クリーンセンター所長** 燃やせるごみにつきましては、生ごみは重量ベースで3分の1を占めております。そのため、より廃棄の少ない食品の選択、食べ残しや手つかずの食品の廃棄などといった食品ロスの削減や、生ごみの堆肥化などについての普及啓発や情報提供を行っており、市民の意識や行動の変容から、燃やせるごみの減量化を進めていくことも重要であると認識しております。

○**小林委員** 低所得者への負担を強化しませんかという質問に対して、ちょっと答弁が合っていないかなというふうに思います。

燃やせるごみ、本当に生きる上で削れないごみは多いんですよね。私は、最近、すごい果物を食べるのにはまっていて、だけど、その皮をむくのがめっちゃ大変なので、バナナかミカンか、あと皮ごと食べられるやつしか食べないんですけど、何か、そろそろ、もうそのバリエーションで食べられるものが少なくなってきたな、飽きてきたなと思って、ネットで検索していたら、何か、キウイが意外と皮ごと食べられるって言うんですよ。あっ、そうなんだと思って、ごみも減るし、楽し、いいなと思って皮ごと食べたんですが、食べられないですね。ちょっと私には難しかったというのがありまして、減らせなかったんですよ。なので、もう、削れない、ごみ、どうしてもキウイを食べるときは、私はキウイの皮はごみとして出しちゃうあなんて思ったところでした。

2021年に行った調査では、生ごみのうち、ほとんどが調理くずだったという結果が出ていました。食べ残しとか、まだ食べられるのに捨てられていたというものは——あっ、違います。ごめんなさい。生ごみ、そうですね。食べ残しは、燃やせるごみの3分の1のうちのさらに8%だったかな、3分の1のうちのさらに8%ということで、実際、ごみの総量が多いので、じゃ、3分の1のさらに8%っていうのが、量として少ないわけではないので、減量化が必要ないとはまでは言わないんですが、さっきみたく、キウイの皮はどうしても食べられないということで、それを投げてしまうという方もいるわけで、減量化が難しい面もあるんじゃないかなと思っているわけです。

先ほども言ったんですが、例えば、ペットボトルの消費を抑えるためにマイボトルを購入するとか、無料回収資源ごみがありますよね、布とか傘とか。それを回収拠点まで持っていくための交通手段があるかどうかとか、生ごみの堆肥化の話をさせていただいたかなと思うんですが、堆肥化するための設備とかスペース、それらに手間をかける時間的なゆとりとかを考えると、これらは一定の生活基盤やお金があって初めて選択できるものなんじゃないかと思うわけです。経済的余裕がない世帯や、庭とかベランダとか、堆肥化するためのスペースがない集合住宅に住む世帯とか、車を持っていない世帯とか、これらのエコな選択自体がぜいたく品であり、選択肢となり得ない世帯もあるんじゃないかと思っているわけです。

豊かな世帯は工夫で負担を軽減することができるかもしれないんですが、選択肢を奪われている低所得世帯には負担が直撃するという点でも、やはり逆進性が高い施策であり、それを個人の工夫や努力で是正せよというのは、不平等を容認するようなものなのではないかと思うわけです。

これについて、再度、認識をお示ししたいだと思います。

○笠井クリーンセンター所長 先ほどの繰り返しになりますけれども、ごみの減量というのは、所得にかかわらず、食品ロスの過食分の廃棄が一定程度しかないとか、そういった事情はありますけれども、商品の選択ですとか、そういった部分でも、減量の余地というのはほかにもあると思いますので、所得にかかわらず、そういった出すごみに対して御負担いただくという形で、それに関しては、逆進性ですとか不公平性というのは、むしろ、排出量に応じて御負担いただくことのほうが公平かなというふうな認識であります。

○小林委員 排出量によって負担いただくのが公平かなと思いますということで、あと、選択次第によっては減らせるという話だったんですけど、こちらも繰り返しになりますが、先ほどのペットボトルを減らすためにマイボトルを購入する、150円の出費を抑えるために1千500円のものを買うみたいなことは、やはり低所得世帯には難しいという話をしているんですね。どれも初期投資が必要なものになるわけです。

日々の生活のことを考えると、実は自炊したほうが安いかもしれないけれども、お米を5キロ買うよりも、おにぎりを1個買うほうが安いとか、そういうふうには、所得が低いからこそ、そう選べるを得ない、逆にお金がかかってしまうという逆転の現象が起きるわけなので、そういったことももちろん考慮すべきなんじゃないかなと思います。

公平性のところで言いますと、資源ごみ、先ほども言ったように、嗜好性の高いというか、使わないようにしようと思えば使わないようにできるものもたくさんあるわけですね。ペットボトル、缶、瓶、プラスチック製容器はちょっと企業のほうが使っているものだから難しいかもしれないですけど、それらはリサイクルできるから無料っていう話なんですけど、結局、運搬コストっていうのはどのごみにもかかっているものなわけですね。逆に、かかっている運搬コストっていうのを、燃やせるごみとか燃やせないごみとか、有料化しているごみの袋に転嫁しちゃっているというのが、それは果たして公平なのかというのが私は疑問に思うところです。

で、ちょっと話は変わりますが、本市は、ごみ処理手数料の減免を行っていますね。生活保護世帯も対象となっております。ただ、日本における生活保護制度における捕捉率は低いというのは、もうさんざん指摘されていることです。実際、所得が生活保護基準以下、もしくは僅かに上回る世帯というのは、たくさんいるわけですが、減免対象にはなりません。

負担の強化はその世帯にも大きな打撃となり得ると思いますが、値上げと同時に減免の見直しは検討しているのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 生活保護世帯に対するごみ処理手数料等の減免制度の在り方の検討を進めていることについて、使用料、手数料の見直し案に対するパブリックコメントでは反対意見はなく、廃棄物減量等推進審議会からの答申では妥当との意見をいただいております。今後も、引き続き、審議会での議論や市民の意見等も聞きながら、幅広く減免制度の在り方について検討を進めてまいります。

○小林委員 生活保護世帯に対する減免制度の在り方のお話にちょっと触れていただいたんですけど、私が問題視しているのは、やっぱり、生活保護世帯ではなくて、生活保護の対象となるにもかかわらず、何らかの理由で制度を利用できていないという世帯や、住民税非課税の世帯だったり、生活保護基準を本当に僅かに上回るような世帯、そういった世帯に対してというところだったので、ちょっとまた、答弁が私としては納得できないところではあるんですが、幅広く検討を進めていくということでしたので、多角的な視点から検討していただきたいなと思います。

続いてですが、値上げを今回するわけで、私は20リットルの袋をふだん使っているんですけど、400円で10枚のものが600円になるわけですね。だからといってではないんですが、やっぱり、ごみを廃棄するためのお金というのがたくさんかかる分、不法投棄であったりとか、逆に、有料対象のごみを無料のごみ袋に混ぜて捨てちゃうといった不適正な排出、あと、ごみのため込みなどにつながるっていうことも懸念されるなと思うんですが、その結果として、公衆衛生の悪化とか、資源ごみの純度の低下につながりかねないとも考えるんですが、その認識や考えられる対応はありますか。

○笠井クリーンセンター所長 不法投棄対策につきましては、警察などの関係機関と連携を図りながら、パトロールの実施、監視カメラや看板等の設置、パネル展などによる市民への啓発などを、不適正排出に対しては、指導シールの貼付や回収調査、排出者が特定された際の個別指導、町内会

等と連携した排出マナーの向上の取組などをこれまでも実施してきました。

今回の改定に当たっても、有料化導入時と同様に、他都市の料金の状況などから過度な負担とはなっていないと認識しておりますが、引き続き、警察や町内会等と連携しながら、不法投棄対策や不適正排出防止の徹底に努めてまいります。

○小林委員 啓発や指導とかマナーの向上の取組を行っていきますということでした。これまでも実施しているから、そうはならないんだろうということもあるのかなと思います。

では、次ですが、そうですね、先ほどから私が言っているように、一定量以下の減量が燃やせるごみに関しては難しいんじゃないかなと特に思っております。個人の選択で削減や代替が可能な今の資源ごみですね。嗜好品もあるでしょうし、資源ごみのほうを有料対象に追加するとかして、有料化の対象そのものの再検証というのをしてもよかったのじゃないかなと思うんですね。例えば、燃やせるごみ、燃やせないごみより若干価格を下げて、分別のための経済的なインセンティブは残したまま、そちらも有料にして財源を確保していくということもできたんじゃないかなと思うんです。

これ、ゼロ円と。実際には違うけど、私が1回買うときは600円かかるので、やっぱり、それはすごく大きな差な気がするんですね。なので、この有料化対象そのものの再検証をしてもよかったんじゃないかなと思いますし、ずっと言っているように、リサイクルすればいいって話ではなく、リサイクルするにもすごくコストがかかるし、CO₂も排出されるということで、資源ごみとして処理されているものの消費抑制のほうを推進していくということが、より地球環境に優しい施策になるんじゃないかなとも考えるんですが、これについての認識を伺いたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 資源ごみを有料化した場合、燃やせるごみ、燃やせないごみとの料金水準の差が場合によっては非常に少なくなるようなことも考えられますので、分別に対する意識の低下により、燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入が増加するおそれがあります。そのため、資源ごみについては、他自治体においても無料で収集を行っているところが多く、その有料化の導入には、様々な検討や慎重な判断が必要であると認識しております。

しかし、その一方で、今後においては、資源ごみの発生抑制も重要でありますことから、他都市の状況なども注視しながら調査研究を進めてまいります。

○小林委員 さっき、値上げによってごみが不法投棄されたり、不適切に排出されたり、ため込みとか、そういうことが起きないですかねって言ったら、あまりしそうにない答弁だったんです。燃やせるごみの値上げではマナーは低下しないけれども、資源ごみの有料化ではマナーが低下するという、何かこう、矛盾した答弁になっていると思うんですが、この根拠ってどこにあるのかなというのがちょっと疑問なところです。

で、先ほども言ったんですが、現在の仕組みというのは、資源ごみの消費、排出、処理のコストというのを、生活上、必要不可欠でもあるごみ——燃やせるごみですね。燃やせないごみもかな。その処理手数料の値上げで補填している状態であります。これって、環境正義に反する構造になっているんじゃないかなというふうにも思うわけです。

さっき公共財の話をしたんですが、自治体のごみ処理の目的や、公共財、公共の利益みたいなのところですね。その性質上、値上げは、応能負担の原則で税金とか一般財源から賄うのが適切じゃないかなというふうに考えるんですが、こちらの認識をお願いいたします。

○笠井クリーンセンター所長 廃棄物処理法に基づき、国が定める基本的な方針において、市町村の役割として、一般廃棄物の循環利用、中間処理及び最終処分を適正に行うとともに、排出抑制や排出量に応じた負担の公平化などのため、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきとされております。

本市におきましては、有料化導入時にごみ 1 リットル当たりの処理コストを算定し、他市町村の料金水準を勘案しながら、その 3 分の 1 を負担割合として手数料を設定した経緯がございます。

今回の見直しでも、これらの市民の負担割合の考え方を踏襲しており、市民の自発的なごみの減量化や資源化を促進するためにも、ごみ処理コストに排出量に応じた一定割合の負担をお願いすることも重要と認識しております。

○小林委員 そうですね、受益とは何なのかというところにやっぱり戻るなというふうにも思うんですね。受益者だから応益負担の原則でいきますという話だと思うんですけど、いや、これは、何で値上がりしているのか、その目的は何なのかということをいろいろ考えてみると、いや、これは受益者負担ではなく、やっぱり、能力に応じた税金などの財源でやるのが適切なんじゃないかなと思うんですよね。ただ、それについては、今後、何というか、考えていただければいいのかなというふうには思いました。

そうですね、環境部に対する質問はこれで終わりにするんですが、1 項目としてつくってきているので、申し訳ございませんが、いただけると幸いです。

次なんですけど、先ほどの質疑の中で、負担の公平化ということで、コストを負担してもらうことが重要ですよということで、あんまり私の問題意識が伝わらなかったのかなと思います。この使用料、手数料の改定というところを、以前、職員の方に説明していただいたときに、これって、何でこういうふうになっているんですかと、いろいろ確認したときに、取組指針に基づき、行っているんで、何かそれを変えるには取組指針を変えるしかないんですって、結構、取りつく島なしという感じの返答をいただいたんですよね。

今回の見直しに係る使用料と手数料の算定方法を改めて伺いたいと思います。

○今田行財政改革部財政課主幹 使用料、手数料の料金算定は、取組指針に基づき、行っております。

今回の見直しでは、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間の実績を用いておりまして、使用料につきましては、施設の運営にかかったこれらの 3 年平均の対象コストと、サービスに応じて設定した受益者負担割合から、利用者に御負担いただく受益者負担コストを算出しております。その上で、貸室などの専用使用料につきましては、受益者負担コストから 1 時間 1 平方メートル当たりの単価を算出し、面積と時間を掛けて料金を算定し、入館料などの個人使用料につきましては、受益者負担コストから 1 日当たりのコストを算出し、1 日の平均利用者数で割って料金を算定しております。

○小林委員 コストを、設定した受益者負担割合で出しているというのが基本的な算定方法ということでした。

それで、一つ聞きたいのが、ちょっと前の質問ともかぶってしまうんですが、見直し案が出て、その後、パブリックコメントをしました。その後に、動物園の料金を修正していたんですよね。その理由について伺いたいと思います。

○中田旭山動物園長 昨年実施したパブリックコメントにおきましては、市民料金は上げないでは

しい、パスポートの値上げは厳しいなどの意見があったほか、同時期に開催いたしました旭川市中小企業審議会におきましても、地元の足が遠のくことのないよう、市民料金やパスポート料金に配慮してほしいとの意見をいただいたところでございます。

このような御意見を踏まえ、市民や地域に対するさらなる配慮が必要であること、また、近年、市民やパスポート利用者の落ち込みが大きいことから、料金改定による影響を最低限に抑えるためにも、当初案より値下げすべきとの判断に至ったところであり、市民特別料金については当初案の 900 円から 800 円に、年間パスポート料金については同じく 1 千 800 円から 1 千 600 円に値下げしたものでございます。

○小林委員 修正は、私は、いいことというか、市民の意見が反映されてよかったなというふうに思っています。実際、利用抑制につながらないよう、いろんな御意見もあったということで、調整したということでした。

次の質問に行きますね。

ちょっと先ほどのことにもかぶってしまうんですが、動物園では、市民と市民以外で異なる料金設定をしています。この理由について伺いたいと思います。

○中田旭山動物園長 市民特別料金につきましては、1967 年の開園以来、いつの時代にあっても動物園を支えていただいている市民の方々への感謝や配慮の観点から設定しているところでございます。

過去の経過といたしまして、2007 年に市の外部機関であります行政評価委員会から、市民とそれ以外の方で料金の差を設けるべきとの答申を受けたことから、この答申を踏まえ、2008 年度の入園料改定時において料金を据置きする形で市民特別料金が設けられ、現在に至っているものでございます。

○小林委員 動物園を支えていただいている市民の方々への感謝、配慮の観点からということで、分かりました。

もう一個お聞きしたいんですが、動物園では高校生以上が一般料金なんですよ。科学館とかほかの観覧施設では、一般料金、高校生料金、中学生以下は無料という形になっているんです。

何で、動物園とほかの観覧施設では、高校生以上を一般とするか、高校生の価格とするかという違いがあるのか、ちょっとこれについても伺いたいと思います。

○今田行財政改革部財政課主幹 動物園と科学館の高校生に係る料金につきましては、それぞれ他都市の公営の類似施設を参考にするなどし、設定しているものでございます。

また、動物園におきましては、市外在住でも市内の高校に通学する生徒につきましては、市民特別料金を適用しているところでございます。

○小林委員 他都市の公営の類似施設を参考にしたということで、市として、これは高校生料金が必要だとか、これは高校生でも一般だなとか、そういう、何というか、通した考え方みたいなものがあるわけじゃない、取りあえず参考にしたところがそうだったという答弁なのかなというふうに思いました。

次の質問に移るんですが、質問の順番が変わります。

キャンプ場について伺いますが、今、21 世紀の森キャンプ場は 1 人 300 円で宿泊することができます。一方で、同じ有料のキャンプ場の春光台公園やカムイの杜のキャンプ場というのは、1

人300円の利用料金に加えて、テントを1張り張るのに500円かかることになっています。この料金の違いは何でしょうか。

○酒井土木部公園みどり課長 春光台公園及びカムイの杜公園のキャンプ場は、郊外で広い敷地を有する21世紀の森キャンプ場と異なり、都市近郊の施設であり、買物しやすいなど利便性が高いため、利用者が多く、テントを張るスペースが限られていることから、利用人数1人当たりの使用料とテント、タープ1張り当たりの使用料を組み合わせて徴収しているところです。

○小林委員 利用者が多かった、で、設備の面もあって、つまり需要に応じてといいますか、それで料金設定を変えているということなのかなと理解しました。

続いてなんですが、キャンプ場の市民の利用割合について、今言った有料のキャンプ場、その市民の利用割合について伺いたいと思います。

○今田行財政改革部財政課主幹 キャンプ場の市民の利用割合につきましては、2025年度の実績で、21世紀の森ファミリーゾーンが8%、同施設のふれあい広場が30%、カムイの杜公園が51%、春光台公園が88%となっております。

○小林委員 21世紀の森ファミリーゾーンに至っては、市民の利用は8%ということで、それ以外の92%は市外の方が利用しているということです。

これ、価格は一緒なんですよ、1人300円で宿泊できるということは、市民の方でも、市外の方でも同じだということなんです、それがちょっと気になる場所でありまして、先ほども、市民の料金という話が出てきてはいたんですが、市民って、どうしても、住民税、税金とかという形で間接的に維持費っていうのを払っているわけなんですよ、既に。なので、徴収されたものから払われている維持費と、さらに、利用したことによって払うお金っていうのがあるわけなんです、利用したことによってかかるお金が市外の方と同じということになると、結果として、市外の方はそこにフリーライドしているっていう形になっちゃうんじゃないかなと思うんですね。ということを見ると、やはり、市外の方の利用が多いところに関しては、市民料金みたいなものを導入していくのも、公平性という意味では一つの手なんじゃないかなというふうに思ったところでした。

キャンプ場はこれで終わりまして、次が、花咲スポーツ公園と東光スポーツ公園の球技場について伺いたいんですが、まず、この公園の球技場について、今、分かればいいんですが、1時間当たりの利用料というのを教えていただきたいです。

○酒井土木部公園みどり課長 花咲スポーツ公園と東光スポーツ公園の球技場の1時間当たりの利用料という御質問ですが、花咲スポーツ公園ですと、1時間当たりの料金でございますが、全日で7千920円のところを8時間で割りまして、990円となっております。

○小林委員 すみません、ぱっと出てくるかなと思っちゃったので、申し訳ございません。

990円だと。そうですね、花咲スポーツ公園のほうは1時間当たり990円、東光スポーツ公園は恐らく1千330円とかだったかなと思うんです。球技場の利用料が異なっているというところなんです。

続いて、花咲スポーツ公園と東光スポーツ公園の利用率についてそれぞれ伺いたいと思います。

○村形土木部公園みどり課主幹 花咲スポーツ公園の球技場の利用率につきましては、開設日数に対する使用日数の割合を2022年度から2024年度の3か年分で申し上げますと、2022年度が44%、2023年度が51%、2024年度が52%となっており、東光スポーツ公園の球

技場は、同じく、２０２２年度が９８％、２０２３年度が９８％、２０２４年度が９４％でございます。

○小林委員 ちょっと戻るんですが、料金１時間当たりが違うんですね。今回の料金の改定率についても、ちょっと東光スポーツ公園と花咲スポーツ公園で伺いたいと思います。

○村形土木部公園みどり課主幹 花咲スポーツ公園の球技場使用料の今回の見直しによる改定率は、一般の入場料の類いを徴収しない場合で、全日、午前、午後、早朝、夜間の各区分で１．２６倍となっており、東光スポーツ公園の球技場の同様の場合の各区分では１．３６倍となっております。

○小林委員 東光スポーツ公園と花咲スポーツ公園で料金や改定率がそれぞれ違うというわけなんですけど、この料金の算定ってどのように行っているのか、伺いたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課長 球技場等の算定方法につきましては、２０２２年度から２０２４年度までの３年間のコストの実績を用いるとともに、類似施設である花咲スポーツ公園及び東光スポーツ公園の球技場、忠和公園及びカミイの杜公園の多目的運動広場について、クレーや人工芝などのピッチの種別やスタンドの有無など、施設の水準による補正を行った上で算出しております。

○小林委員 その設備の水準によって補正を行っているということでした。純粹にコストだけで算出しているわけではないということですね。調整しているということでした。

それによって、何というか、設備が古いところと新しいところで差があるわけなんですけれども、実際、利用率としては、東光スポーツ公園が９４％の利用、花咲スポーツ公園が５２％の利用ということはかなり大きな差が出ています。

これを何で聞いているかというと、利用率の低い施設っていうのをより使ってもらえるように、コストだけでの算出ではなくって、稼働率とかも考えながら料金の上げ幅を変えて利用を誘導するというか、需要の平準化みたいなものをしていいんじゃないかなと思うんですが、これについての認識を伺いたいと思います。

○小澤行財政改革部次長 利用率につきましては、地域事情や施設の規模、あと設備の内容など、様々な要因によって差が生じているものと認識しており、料金の上げ幅を抑えることも利用率を平準化させる一つの手法としては考えられますが、一方で、同様の施設を利用する方との負担の公平性などの課題もありますことから、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

利用率の低い施設の利用促進は財政面からも大きな課題でありますことから、今後におきましても効果的な手法について検討してまいりたいというふうに考えております。

○小林委員 効果的な手法について検討していきますということで、ぜひお願いしたいなと思います。

ただ、ちょっと、今、答弁の中で負担の公平性などの課題もあるためというお答えをいただきました。言葉として、公平と平等は違うよってよく聞くとと思います。平等はみんな同じ、公平は一人一人に応じたものだという話がありますね。

負担の公平性と言いますが、既に、単純なコストだけではなく、施設、設備であったりだとか、先ほどのキャンプ場と一緒に、需要であるだとか、市民からの要望であるだとか、そういったもので実際は金額であったりだとかを調整している、コントロールしているということでした。

で、また、何と申しますか、逆進性はないという話ではあったんですが、逆進性があるだろうと私は思っているので、その前提でいきますが、逆進性のある施策であったり、市外の方の利用が多

くて、フリーライドということがある中で、既にその公平性というのは崩れているのではないかなと思うんですね。

その公平性っていうのは、コストの負担とか受益者負担の原則だけでは達成できないんじゃないかなと思っているわけです。で、ちょっと、公平性と受益者負担の原則だよという建前で、説明しやすいですし、反対しにくいですよ、使っているから払ってくださいって。それで、結果として市民負担を増やしているだけに感じるんですね。

もちろん、でも、財源って重要です、ないと何もできないですから。だけれども、やっぱり、自治体として何が役割なのかとか、旭川市をどういうまちにしていきたいのかとか、そういう方針に照らして、どこまでを応能負担でやるのか、どのサービスと費用を応益負担にするのか、何が適切なのかというのを、対象とか、その区分とか、そういったものを見直しておくべきだと思うんですね。それなくして、やっぱり、コストが上がったので一律に上げますというのは少々乱暴じゃないかなと思っているわけです。

というわけで、最後に、副市長のほうからこれについての認識を伺いたいと思います。

それを伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○熊谷副市長 先ほどの石川厚子委員とかぶるかもしれませんが、今回、受益と負担の適正化という部分での整理ではございますけども、やはり、ごみの処理量が減っているけども、その処理費が増えている、一方では、ごみが減っていることでその分の収入が減っている、そういった状況でございまして、やっぱり、今の段階で、将来、持続的に、そういったごみ処理環境とか、整理をするためには、一旦、ここで、受益と負担、使っていただいた分だけ、やはり、その分は費用負担をいただくといった考え方で今までお話しさせてもらっているところでございます。

今、公平性というお話がありました。確かに、平等と公平性は違うかなと思っています。そこについては、私どもは、ちょっと、いろいろとまた、先ほどのことを繰り返しますが、ほかのまちとかそういった部分を見た中でも、その部分の、やはり、使った部分について、処理費用の分は皆さん方から少し費用を負担いただくといった形でございます。

先ほど、クリーンセンター所長とかからお話ししました。いろんな考えがあると思うんですね。今回につきましては、やはり、我々として、将来に向かった、こういった部分の財源の確保の話もされていたと思うんですけども、ここで、ごみ処理費用の部分で、皆さん方から負担をいただければ、その分、もしかしたら、ほかの部分の財源として使う予定が使えなくなるだとか、そういった部分があると思うんですね。

やっぱり、全庁的に、そういった部分の収入、さらに歳出の部分を総合的に判断した中で、今回につきましては、受益と負担の適正化という方針の中で、ごみ処理の部分については、使っていただいた分については応分の負担をいただくといった考え方で整理をしたいというふうに考えております。

いろいろと、市民意見だとか、御意見がありました。先ほどの繰り返しになりますけども、我々も、ほかのまちの事例を見ながら、実際はもうちょっとかかるのを3分の1の費用負担にしているだとか、時期も相当熟慮しながらこの時期まで参りました。

そういった部分もありますので、お答えになっていないかもしれませんが、今回につきましては、ある程度、費用が伴う環境行政の中で、皆様方から、1.5倍という値段ではありますが、

1世帯当たり年間1千円ちょっとぐらいですか、それでもやはり大きな負担だと感じる方もいらっしゃると思いますし、そこについては御理解いただきたいという思いで、今回、提案させていただいておりますので、その辺、委員さんもよろしくお願いいたします。

○中村のりゆき委員長 それでは、午後3時には少し時間が早いですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時25分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、私のほうからは、主に、議案第10号、手数料条例の一部を改正する条例の改正、それから、議案第51号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定及びその他使用料、手数料の見直しに係る関係議案について、総括的に議論をさせていただきたいと思います。

先ほど、休憩前の小林委員の質疑に表れていたように、あの感覚も、実は市民の正直な感想なんじゃないかなと私はちょっと受け止めているんですね。今回、1千項目以上の手数料改定、それから、111施設、1千400項目以上の使用料の改定が一気に提案をされました。財政課が出されたペーパーは裏表でこれだけの量になるので、多分、市民が全部目を通して逐一チェックをしているとはちょっと考えづらいんですね。

我々は一定程度の説明を受けているので、使用料、手数料の改定が必要だということについては、総論では全く否定をするものでは決していないんですけれども、ただ、残念ながら、改定の範囲があまりにも広くて、それぞれの積算根拠ですとか、公平性ですとか、そういったものがやっぱり明らかになかなかされないんじゃないかなと。今回の提案については、恐らく4年前もそうだったんだと思うんですけれども、ちょっと乱暴な感じがするのと、市民にとってはそういう感覚がどうしても残る提案なんではないかなというふうに思います。

この間、昨年9月ぐらいですか、方針が提案されてから、市民からは、特に、私は元教員なので、教員の先輩たちから、会うたびに、横山さん、あれは何かならないのかと、今までになくやっぱり聞かれるんですね。これは、ごみ手数料、ごみ袋の料金だけではなくて、様々な施設利用の改定についても随分多くの声が寄せられました。

なぜ高齢層の方かというと、日頃、文化活動、スポーツ活動、いろんなことをやられて、いろんな施設を、多分、複数、利用されている方たちなんだと思うんですね。多分、現役の方以上にそういうところを利用している率も高いし、一つ一つの値上げはさほどではないのかもしれないけど、結局、そのたびごとに財布を開いてお金を出していくということが重なっていけば、これは、絶対、年金生活者にとってはこたえるねという感覚を皆さん持っていらっしゃるから余計反応してくるんだというふうに私は思っています。

スポーツ活動の施設に関しては、活動を縮小することになる、利用できなくなるんだぞみたいな言い方をされますから、スポーツ人口が拡大すると見ている市の考え方とも矛盾するんじゃないかなというふうにも思われます。

それと、中でも、ごみ袋の価格見直しについては、やはり、これ、全ての市民に関わることだと

いうことはこれまでも何人かの方が触れられていましたし、ごみを出さない市民はいないと。1 人分の影響額は1 千円未満だということなんですけども、家族の多い方、子どもが多い家庭のごみが多いかどうかは私はちょっと定かではないですけども、やっぱり、生活をしていく以上、ごみは出てくるので、減量化もいろいろ工夫をしながらやっている家庭は多いと思いますが、私も、今、燃えるごみはできるだけシュレッダーごみにして、家でもそうやって処理をしてかさを減らしているんですけども、微々たるものですけども、工夫の余地ももうないかなというふうに思いますが、それでもやっぱり紙ごみ等はどうしても出てくる。そういうところで、そもそも有料化はごみ減量化を目的として始めたことだと思うんですけども、今回の改定は、それとはちょっと違う観点で物を考えなきゃいけないんじゃないかなというふうにも思いました。

今回、パブリックコメントの回答で1 8 8 件の意見が寄せられて、意見数は9 2 件ということでした。議員になってから注目するようになりましたが、パブコメの回答って、いつもであればこんなにたくさん来ることはまずないんじゃないかなと思います。比較対象としてはちょっとどうかと思いますが、教育委員会から出された部活動の地域展開に関わる基本方針のパブコメは、何と2 件しかなかったんですね。子どもがこれだけいるまちなのに2 件しか意見が寄せられないというのは、周知の仕方とか、説明会もなかったということもいろいろとあると思うんで、比較にはならないかもしれませんが、一方で、この手数料見直しについては9 0 件以上の意見が寄せられている、それだけ関心の多い、関心が高い、そういう事項だったと思います。

私を応援してくれている方の中には、毎月のようにメールをいただく方がいます。ごみ袋の値上げだけは阻止してくださいというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。いろいろなお話もします。様々なコストもかかって応分の負担をしなきゃならないという提案なんだけどもと言いながらも、それでもやっぱり生活に直結するからということで、なかなか納得はされない、そういう市民も少なからずいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

どうも、今回の値上げの仕方が市民からどういうふうに見られているかということ、1 千項目以上、1 千4 0 0 項目以上の改定を一気にやってしまおう、何となく、一律1. 5 倍だったらいいだろうみたいな感じに見えているんじゃないかなというふうに思うんですよね。それが今回のこの最大の問題のような気がするんです。

ですから、私は、個々の改定の是非そのものを問うことよりも、この間、市民にどういう説明をして、どういうふうな対応をしてきたのかということをやっと問わせていただきたいと思います。

まず、これまで、市民に対しては、この見直しについてどのような説明を行ってきたのかを伺いたいと思います。

○今田行財政改革部財政課主幹 今回の見直しにつきましては、多くの項目が増額の改定となっておりまして、利用者の負担は小さくないものと考えております。一方で、人件費や光熱水費、修繕費などサービスの提供に必要なコストが増加しておりますことから、今後も安定したサービスの提供を続けていくためには必要な見直しと考えているところでございます。

見直し案につきましては、周知、説明につきましては、昨年1 1 月2 1 日から1 2 月2 9 日にかけてのパブリックコメントの実施、そして、市民説明会の開催、広報誌やホームページ、SNS、チラシの配布等により、これまで市民への周知を行ってきております。

○横山委員 常任委員会を通していただいた資料でも、市民説明会の開催状況を資料としていただ

いておりますので、おっしゃるとおり、全体説明会2回のほかに個別を71回等々、合計94回の開催をしているということなので、これまでのパブリックコメント以上に説明会は回数を重ねてきているというのはそのとおりだと思います。

様々な周知の方法を取ってきたということは事実として理解はできるんですけども、じゃ、その説明会で市民に対してはどのような説明をしてきたのか、どんな資料を提供したりですとか、どういう情報を提供してきたのか、分かる範囲で御説明いただきたいと思います。

○今田行財政改革部財政課主幹 昨年11月下旬から12月下旬にかけて、今、委員からお話がありましたけれども、全体説明会を2回、そして、個別説明会を延べ71回開催し、全体説明会では、パブリックコメントの資料に基づき、見直しの目的や対象項目、料金の算定方法等の概要を説明しております。また、個別説明会では、各施設等の見直し内容についてパブリックコメントの資料等で説明しており、その際、詳細なコスト計算まではお示ししておりませんが、指定ごみ袋等の手数料では、個別に資料を用意いたしまして、処理コストの推移や他都市の状況等もお示ししながら説明を行っております。

○横山委員 ごみ手数料の見直しに関わる配付された資料は私も見せていただきました。一定の情報はそれから分かることは間違いないんですけども、では、そのコストは、具体的に、何がどれだけ上がっていつているのかというのは、先ほどまでの質疑の中でも一部触れられていましたけれども、市民に対して、恐らく明らかにされていないんじゃないかなと思うんですね。

市民にとっては、納得感がどうなのかということなんです。これは仕方がないね、これだけのコストがかかって、これだけやっぱり費用が発生しているから協力しなきゃなって思えば、それほど反感は持たれないけども、その情報がなければ、値上がりをしたことだけが心に残る、頭に残るわけなので、消費者を苦しめるのかという思いだけがやっぱり強くなっていくんだと思うんですね。

回数はおっしゃっていましたが、実際に集まったのが延べで600人に満たない参加者ですので、どれだけの情報がどれだけの範囲に伝わっているのかというのは甚だ疑問だなというふうに思いますし、1か月間のパブコメも、気づいたら1か月ってあっという間に過ぎてしまうので、そういうことに応じられなかった市民も大勢いるんだと思いますが、そういったところを無視してこれを進めていくというのは、やっぱりちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。等々、いろいろと考えて、市民の理解がやっぱり十分に得られていないんじゃないかなというふうにどうしても思わざるを得ないんですね。

見直しをやめなさいとまでは言えないですけども、しかしながら、市民に十分な理解を得る努力がまだまだやっぱり足りないんじゃないかなというふうには考えますが、それについての見解を伺います。

○小澤行財政改革部次長 今回の使用料、手数料の見直しにつきましては、本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、4年を目途に行う定期的な見直しでございます。我々といったしましては、パブリックコメントや市民説明会を通じて、市民の皆様にご理解いただけるよう努めてきたというふうには考えております。

今回、条例案が議決された際には、改めて、様々な機会を通じて周知に努めるとともに、全市民に関わりのある指定ごみ袋につきましては、改定料金の目的や内容、そういったものを広報誌等を

通じてより丁寧にお伝えしたいというふうに考えております。

○横山委員 理解されるように市側としては努めてきたという御答弁でしたけども、受け止める市民の側が果たしてそういうふうに思っているのか、丁寧に説明してくれたなと思っているかどうか、やっぱり問題なんではないかなという問題提起をしてきたつもりです。私は、やっぱり、説明、周知は不十分だったと思いますし、これだけの反応が市民から返ってくるということ自体を重く受け止める必要があります。

それから、ごみ袋の見直しについては、やっぱり、これを機会に、値上がっていくのを何とか抑えるということで、ごみ減量への協力を強く求めるようなメッセージを発するというのもやらなければいけないんじゃないかなと。今日は、環境部には質疑を求めていますけれども、そういう対応をしない中で、ただ上げますよということでは駄目なんではないかなと思います。

それから、激変緩和措置ということで、見直しのスケジュールについてはいろいろとお話をされていましたが、ただ、残念ながら、施設使用料は一斉に年度途中で今回上がりますし、その他は、結局、来年度の年度当初の一斉値上げ、例外は動物園だけですよねということになってしまうので、市民としては激変緩和に見えていないということでもあるかなというふうに思います。

それと、中東情勢によるナフサ不足で、現行のごみ処理方法について臨時的措置を取るということも来週からということになりますが、そういう情勢に至っています。そういう情勢の中で、4月からごみ袋がということに市民がどういう反応をするかというか、やっぱり読めないところもあるんじゃないかなと思うんですね。この臨時的措置も、8月の末で果たして解除できるかどうか、現状で、多分、見通しはないんだと思います。

私は、せめて情勢の見通しがつくまで、来年4月からのごみ袋の値上げだけは実施を留保するというような判断をすべきではないかなというふうに思いますが、これについては、最後に副市長の見解を伺って、質疑を終わりたいと思います。

○熊谷副市長 何点か御質問をいただいたので、その部分で、順次、お答えいたします。

まず、市民周知の話がございました。

今、次長からお話がありましたとおり、パブリックコメントだとか、市民説明会をきちんとしてきたという、我々の中ではそういった考えでございまして、私は11月の全体説明会に実は行っていて、そのときは30名弱ぐらいだったんですけども、生のお声を聞きたい機会がございまして、そのときは、私が印象に残っているのは、値上げした部分については、ちゃんと、ごみの処理だとか、そういった分に使ってください、そういったお話がありましたし、もう一方では、やはり、値上げをするからには、それなりにほかのこともきちっと削減の努力をして、ほかの事業も含めてですけども、そういったことをお願いしたいというようなお話がございまして、一律値上げ反対ということではなくて、きちんとそういった部分の説明をしてくださいというお話でございました。

ちょっと、私、先ほど来、ほかのまちの話をしておりますが、やっぱり、横山委員さんがおっしゃるとおり、今はごみの全体の量は減っていますよ、だけど、それに伴う費用は、人件費であったり処理費用、いろんな設備だとか、そういった部分については上がっているんで、処理費用は減っているけども、支出は増えていますよという構図が一つあります。

もう一つは、一方、ごみの減量化によって手数料はかなりだんだん減っているような状況になっています。その分、支出と収入、歳入ですか、そちらの差が出ている以上は、やはり、ここで一定

の応分の負担をいただくといった考え方で今回提案させていただいております。

また、先ほど中東情勢のお話がございまして、これは一般質問のほうでも環境部長のほうからお答えしたんですけども、ナフサ不足によって一時的にごみ袋の購入量が増えて、多分、5リットルの燃やせるごみの袋の在庫が尽きた、今後、また20リットルの燃やせるごみだとかも結構厳しい状況になるといったことで、今回、特例措置として、透明または半透明の袋での排出を認める、そういった対応をしております。

ただ、今回、8月下旬までの特例措置なんですけども、この間、新たに在庫が回復するような、そういった購入のめどもつきますので、ここは、ごみ処理関係については環境を整えることができるということでございます。そちらもありますので、そういった混乱に伴う遅延だとか、そういったことはないというふうに考えております。

やっぱり、ごみ処理費用につきましては、これまでも、経費削減というお話がありましたが、こちらに取り組んできておりますし、これからもそういった考えでございます。やっぱり、近年、そうは言いながらもごみ処理コストが増加しておりますので、現行のサービスを維持していくためにも、市民の皆様には一部御負担をいただく、そういった必要があると思っておりますし、今現在の考え方といたしましては、来年の4月1日からの手数料改定を実施する、そういった考え方でございますので、御理解をお願いいたします。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時46分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○たけいし委員 こんにちは。

平仮名8文字、たけいしようにちであります。

委員長、副委員長、質疑の時間をいただきまして、ありがとうございます。

私から、1本、田畑をまもる鳥獣被害総合対策費についてお伺いしてまいります。

先日、こんな話を聞きました。東旭川米飯エリアの山の中では、夜な夜な草木が広い範囲でざわわ、ざわわと不穏な動きをすることがあるそうです。聞くと、何とそれは相当数のアライグマの群れの集団とタヌキの群れの集団同士が縄張り争いで激しく闘っている光景なのだそうです。5本指でピアノでも弾けそうな手を持つアライグマは、御承知のとおり、北米原産の外来種で凶暴ですが、タヌキの足は肉球のニャンコみたいなものでありまして、アライグマには到底勝てるわけがない。しかし、今日も、夜な夜な、ポンポコしているかもしれません。ざわざわ、ざわざわという音がするそうです。

さて、先日、旭川農業高校の生徒さんとお話をする機会がありました。彼らは、アライグマ捕獲に特化した画期的な仕掛けを開発中だというふうに言っていました。大変頼もしいですけれども、私は、彼らに、大人のふりをして、完成したときにはずるい大人に注意するんだよ、君たちが知らないうちに、大きなホームセンターで同じようなものが突然売られているかもしれないからと伝えました。他方で、本市もそんなみずみずしい若いアイデアをどう守るのか、知的財産保護の観点か

ら、本市はその辺を把握されているようで、大変感心をいたしました。

さて、いよいよ今年も本格的な農繁期を迎えておりますが、先日、市内の中山間地域をはじめとする水田農家の方々からこんな話を聞きました。毎年、米を手塩にかけて育ててきて、やっと刈り取る前、精米前の新米を、人間よりも先に、最もぜいたくに味わいに、夜な夜な、山から下りてくるのはエゾシカたちだという言葉でございました。１年間、手塩にかけて育てたお米を収穫直前に一瞬にして食い荒らしていくのが今のエゾシカさんの現状であります。たまたま食い荒らさなければ、今度は踏み荒らして刈り取り前の稲穂を踏み固めていく、頼んでもいないのに。本来、私たちがおおいしくいただきたい本市の誇る新米を、人間ではなく、鹿さんが最優先で召し上がっていたりします。一年の努力を、文字どおり、踏みにじられた農家、決して笑い話で済まされるものではありません。

今、まさに、本市の美しい田園風景と１次産業の根幹がエゾシカによって脅かされています。この深刻な課題を単なる駆除の強化だけで終わらせず、次なる未来の在り方へと変えることはできないものかという視点も含め、このたびの補正内容について質疑をさせていただきます。

まず初めに、今回の補正予算案において計上されている田畑をまもる鳥獣被害総合対策費の概要と、特に、エゾシカ対策に焦点を当て、このタイミングで補正予算を組んだ本市の狙いについて伺いをいたします。

○杉山農政部次長 田畑をまもる鳥獣被害総合対策費についてでございます。

農林水産省は、本年４月、鳥獣による農作物被害が著しく、対策の高度化に意欲のある市町村を対象に、都道府県が、農林水産省の参画を得ながら、関係機関・団体と連携して重点的に支援する鳥獣被害対策タスクフォースを組織しました。これに伴い、先月、農林水産省、北海道、市町村及び関係団体等が連携して、エゾシカによる農業被害への重点的な対策を講じる北海道鳥獣被害対策タスクフォースが設置され、本市は重点支援対象市として選定されましたことから、今後、ＩＣＴ技術を活用した駆除活動に取り組んでいきたいと考えており、補正予算を提案させていただいたところでございます。

○たけいし委員 農水省主導ということですね、タスクフォースは。

我が国の農業政策は、長く猫の目農政と言われ続けてきました。くるくる変わる、現場はたまったもんじじゃない、とかく国の施策は何かと五月雨式で扱いづらくて、私は、農家も役所も本当に大変だなという印象しか持っていません。

そんな中、国の動きに素早く呼応し、いち早く重点支援を補正予算で提案された、そのスピード感と問題意識は評価をさせていただきます。いつも、大変お疲れさまでございます。

しかし、国や道がこれまでにない大がかりな組織を動かしたということは、裏を返せば、それだけ現場の被害が限界値を超えているという証拠でもあります。まずは、適応することから始めなければなりません。

本市の中山間地域で起きている被害の数字と捕獲の現状について、現実を伺います。

○杉山農政部次長 本市のエゾシカによる農業被害は、令和５年度は１千９１４万円、令和６年度は１千６３５万円、令和７年度には７千６８万円となっており、被害額の算定方法が変更になったこともございますが、大幅に増加しております。

また、過去３か年の捕獲実績は、令和５年度が２５６頭、令和６年度が２８１頭、令和７年度が

232頭となっております。

○たけいし委員 近年、北海道のエゾシカの推定生息数は、令和6年度時点で約73万頭とされていて、過去10年間で最多水準にあり、依然として増加傾向にあるといいますが、農作物への被害や市街地への侵入、交通事故も増加している上、農林業被害額が年間53億円を超え、野生鳥獣全体の8割を占める中、令和6年度は過去最多の15万8千頭を捕獲し、増え続けています。生息数も年々増え続けている。そんな中、現在の年間200頭ちょっとの捕獲ペースでは、鹿の爆発的な繁殖スピードに到底追いついていないのが現実であります。

だからこそこのタスクフォース選定であるわけでありますが、全道で捕獲目標と実績に大きなギャップがある中、本市はこの指定をどう受け止めているのか、昨日の大綱質疑の御答弁にもございましたけれども、ここでも改めて伺いをいたします。

○杉山農政部次長 これまで、本市では、農業者自身の防御柵や、約200名の鳥獣被害対策実施隊員とともにエゾシカによる農業被害の低減に努めてまいりましたが、被害は増加傾向にあります。

本市が重点支援対象市町として選定されたことを契機に、令和8年度旭川市鳥獣被害対策強化プログラムを策定し、これまでの活動に加え、新たに、ICTやGISの活用により効率的なエゾシカの捕獲活動を行うことで、令和10年度までに農業被害額を10%減少させることを目標としております。

○たけいし委員 新たなプログラムにおいて、ただの精神論ではなくて、ICTやGISといった最先端技術の導入へとかじを切られたことは、これからのスマート行政の観点からも大いに期待が持てるところであります。

ただ、せっかく全国初のタスクフォースから重点支援を受けながら、3年かけてたった10%の減少という目標は、少し慎重だなあという印象も持ちます。技術を導入するからには、単にカメラを置いて鹿が写りましたで終わるわけではないかと思えますけれども、このタスクフォースの趣旨には、ICT技術を活用した対策の高度化のモデルケースとなるような支援を行うとあります。

本市において、ドローンやAIカメラの導入による生息状況の把握、あるいは、GISを用いた被害状況の見える化など、具体的にどのような高度化の取組を進めていくのか、伺いをいたします。

○杉山農政部次長 具体的な取組としましては、新たに、センサーカメラやライントランセクト調査により、エゾシカの生育状況を把握、GIS上に整理することで、生育範囲を可視化し、鳥獣被害対策実施隊による効率的な駆除活動につなげていくことを検討しております。

○たけいし委員 生息状況の可視化から効率的な駆除へつなげるというデータ駆動型のアプローチに一步踏み出されたことは、従来のハンターの経験と勘だけに頼らない画期的な先進事例として大いに期待をいたします。

しかし、どんなに優れたハイテクの目を持っていても、それを実行する手足の体制が縦割りであっては意味がありません。野生のエゾシカは、国有林、道有林、民有林の看板や行政境界を見て立ち止まってはくれません。この境界線を超え、本当にワンチームとして機能するかどうか、熊対策でもこれまでさんざん言われてきた境界線の壁、行政区域の壁であります。

さて、タスクフォースにおいては、道、本市、関係JA、森林管理署、猟友会などで構成される地域チームが設置されますが、これまで課題となっていた国有林や道有林内での円滑な捕獲に向け

て、関係機関とどのように調整を図り、捕獲体制を強化していくのか、お伺いをいたします。

○杉山農政部長 6月上旬、上川総合振興局におきまして、北海道鳥獣被害対策タスクフォース第1回地域チーム会議が開催されました。会議では、北海道森林管理局や北海道、北海道立総合研究機構からの情報提供があったほか、本市の取組に対する意見交換が行われたところです。

タスクフォースへの参加を通じて、国や北海道をはじめ、関係機関からの助言や支援を得ながら、効果的な対策を検討し、引き続き、市内4JAや猟友会と連携し、鳥獣被害の低減に向けて取り組んでまいります。

○たけいし委員 この会議は、大変有意義なものであったとお伺いをしております。早速、6月上旬に地域チーム会議を開催し、森林管理局や道総研といった専門機関を巻き込んでスタートを切られたということで、大変心強く、頼もしく感じています。

組織が動き始め、ITが導入され、これから鹿が効率よく大量に捕れるようになる未来が見えてきました。しかし、ここで一つの大きな疑問が湧きます。捕った後のことであります。命を絶たれた鹿たちは、今、一体どこへ消えているのか、その処理コストと負担についてお伺いしたいと思います。

捕獲頭数が増加する中、駆除されたエゾシカは現在どのように処理されているのでしょうか。

また、その処理に係る本市の財政的、あるいは、猟友会等の労力的な負担についてお伺いをいたします。

○杉山農政部長 わなや銃器により駆除したエゾシカについては、捕獲者が解体作業を実施し、市内4か所に設置している残滓ステーションに不要部分を廃棄した後、市あるいは関係団体が委託する事業者が残滓を回収し、産業廃棄物として処分をしております。

令和7年度に本市が残滓処理に支払った委託料は約148万円、また、関係団体が支払った委託料は約113万円となっております。

なお、関係団体の委託料は、全額、国庫補助金を財源とする道補助金で賄っております。

○たけいし委員 猟友会の皆様の多大な労力に支えられながら、公衆衛生の観点から、年間約260万円もの予算を投じて適正に残滓を産業廃棄物処理している、その実務については理解をいたしました。

しかし、貴い命を、ただ、税金をかけて、ごみとして燃やし続ける現状は、あまりにも切なく、持続可能とは言えないのかもしれないかもしれません。駆除して捨てるというこれまでの当たり前の在り方を、地域資源として生かすという未来への在り方に変えていけないものだろうかと考えることがあります。

せっかく捕獲した命を単に廃棄物として処理し、さらに、そこに税金を投入するのではなく、例えば、肉や皮革などを地域資源として有効活用する発想の転換が必要ではないかと考えますが、本市の御見解をお伺いいたします。

○杉山農政部長 本市が実施しているエゾシカの駆除は農業被害の低減を目指しているものであり、残念ながら肉や皮革の有効活用には至っておりませんが、それらを地域全体として有効活用する手法があれば地域資源になり得ると認識しております。

○たけいし委員 駆除対象であるエゾシカは、ただの害獣ではなく、地域資源になり得るといった前向きな御認識でございました。今後の旭川の可能性を広げる一歩として、大変共感をするもので

あります。

ただ、資源にはなり得るが、なぜ、長年、本格的な流通が進まないのか、それは、きれいごとでは越えられない法律と施設の高い壁があるからであります。

資源化の重要性は長年指摘されていますが、市内での本格的な流通が進まない最大の要因は、食品衛生法等の厳しい基準をクリアした鹿肉の解体・食肉処理施設が近隣には存在しないことではないでしょうか。

○杉山農政部次長 鹿肉を食肉として流通させるには、法に基づいた施設の設置、厳格なルールに基づく鹿肉の搬入等が不可欠となっており、市内にはそのような施設は存在しておりません。近郊の鷹栖町には、民営の鹿肉の解体・食肉処理施設が存在しているところでございます。

○たけいし委員 確かに、隣まちの鷹栖町には、御承知のとおり民間事業者の施設が存在しています。しかし、隣まちに民間施設があるから旭川市としては静観するというのは、いささか慎重過ぎるのかなあと感じます。

これは、本市の冬の最大の課題である除排雪とかなり似た構造ではないかなと思います。GPSやITシステムを導入して除雪の仕組みが整い、排雪2倍、効率よく雪をかき出して道がきれいになっても、その大量の雪を持っていく先である堆雪場の容量が足りなければ、結局はシステム全体がパンクしてしまいます。

鹿対策も、これは、実は大変よく似ていると思います。今回の補正で、ICTを駆使し、捕獲システムだけを高度化させて今以上に大量の鹿が捕れるようになったとき、その出口となる処理場が、今の廃棄処分のまま、あるいは、隣まち頼みそのままでは到底追いつかなくなるのは火を見るより明らかであります。

雪と違って、鹿は春になっても解けません。捕獲を強化するからこそ、パンクしないための確実な出口戦略として旭川市内に特化した鹿肉工場を整備する、この受皿づくりの必要性について、本市としてどのように評価し、今後どう対応していくのか、お伺いしたいです。

有害鳥獣駆除の出口戦略として、旭川市内に特化した鹿肉工場を整備する必要性について、本市としてどのように評価し、今後どう対応していく方針でしょうか。

○杉山農政部次長 駆除した鹿を食肉として活用することは残滓処理の一つの方法になると考えられますが、食肉に適さない鹿、または、キツネやアライグマ、熊も含め、市全体の有害鳥獣駆除に関わる残滓処理を円滑に進めることを最優先に進めているところでございます。

先ほど申し上げた鷹栖町の民間事業者を例に取りますと、鹿肉の活用に関して、レストランの運営や加工品など関連製品の開発、販売など、複数の関連事業を多面的に展開しており、様々なアイデアを同時に具現化していかなければならない鹿肉工場の整備、運営には、優れた民間事業者のノウハウと慎重な事業計画及び投資が必要であると認識しております。

本市としましては、早急に鹿肉工場の設置を検討する段階ではないというふうに考えているところでございます。

○たけいし委員 でしょうねというところですけども、鹿が捕れれば捕れるほど、産廃処理委託料、今回の補正予算や今後の一般会計が膨らむ、だからこそ、資源化の出口を議論することは本補正予算の健全性の観点からも不可欠であるというような形でありますけれども、鹿肉工場を単なるお題目で終わらせないで、赤字リスクや民間ノウハウの必要性、有害鳥獣全体の処理という視点か

ら、極めて慎重かつ冷静にビジネスとして持続可能性を評価されている経営感覚は、財政を預かる行政として当然の姿勢であり、その点は理解をいたします。

だからこそ、私の提案があるわけでありますが、市が直営でリスクを負って工場を経営しろと言っているわけではありません。市が民間事業者のノウハウや投資が必要だと認識しているからこそ、その民間投資を呼び込み、他分野の連携を生み出すための器、すなわち行政としてのデザインが必要なのでありまして、例えば、山の駅という構想です。年中捕獲が可能で、近場に搬入できるとしたら、今よりも狩猟を行い、ハンターも、捕獲数の増加や搬入量が上がる、ハンターや、これからハンターの仕事をしたい人にも魅力が出てくる、農業被害が減り、加工場でハンターを雇えば生計も成り立つ可能性が出る。

持続可能な農業、持続可能な鳥獣被害対策に対し、未来永劫、税金をつぎ込み続けることが今後可能なかどうかという観点からいきますと、現在、旭川市内にも、エゾシカや熊を処理、料理して提供するお店も増えてきています。先日、有名なジンギスカン屋さんで手巻きすし風にあぶった鹿肉の上に、どんとウニを載せたものをいただきました。周りの方々は北京語、上海語という感じでしたけども、提供されたインバウンドの方々からは歓声が上がっていました。羊を食べに来たんじゃなかったのかなと思いましたけれども、もう既に、ジンギスカンというのは珍しい食べ物ではなくなってきているんですね。そして、鹿は高級食材、高収益などなど、実感した瞬間でもありました。

最後に、本市が取り組むべき今後の展望についてであります。捕獲したエゾシカを徹底した衛生管理の下で処理し、旭川産ジビエとしてブランド化することは、市内の飲食店や宿泊施設に新たな魅力を提供し、都市ブランドの向上に直結することでありましょう。また、単なる処理施設として赤字リスクを抱えるのではなく、精肉加工に加え、皮革製品の開発やペットフードの製造、直売機能を備えた持続可能な複合施設とすることが重要であります。

私は、この鹿肉工場を核として、キノコや山菜、木工製品など、豊かな山の恵みを集約し、ハンターの育成や森林環境教育、エコツーリズムの拠点となる山の駅の創設を静かに夢想しているわけであり。この構想の実現には多分野の連携が不可欠であり、民間事業者や関係者を交えた市内・市内横断的な推進体制を早期に構築し、これからのまちづくりを見据えた新たな地域資源の創出拠点として、本市がその実現に向けた強力な一歩を踏み出すことを強く期待しているわけであり。まずけれども、最後に、熊谷副市長には御答弁は求めませんが、山の駅、直ちに、静かに、協議会というか、お声がけしながら、また、再び質疑する機会をいただければ質疑したいと思います。どうぞ、そのときはよろしく願いをいたします。

以上でございます。

御清聴、ありがとうございました。

○中村のりゆき委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時09分

○中村のりゆき委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 それでは、よろしくお願いします。

私のほうは、3つの部の4項目にわたっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、福祉安心部、お願いします。

3款1項3目の老人福祉施設等整備推進補助金についてお聞きしたいと思います。

補正予算の概要についてお答えください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、老人福祉施設の創設や増改築を行う社会福祉法人等に対し、建設費または増改築費の一部を補助するものでございます。

本定例会におきましては、国の補助制度を活用し、暖房用温水管の改修工事や熱中症防止対策のためのエアコン設置に対する補助を行おうとするもので、予算額は3千833万円、財源は、国庫補助金2千833万円、一般財源1千万円となっております。

○品田委員 当初、私は、建設費とか増改築費の一部を補助することに特化されていて、何で、今、むしろ、ヘルパーが少ない中で、ヘルパーが確保できなくて、せっかく事業所を立ち上げて倒産とか、そういうふうになっている事業所も多いと聞いていたりしたものですから、なぜなのかなと思っていましたら、老人福祉施設の創設や増改築を行う社会福祉法人の建設費、増改築の一部を補助するということがあります。補正予算では暖房用温水管の改修工事とエアコン設置の補助を行うとのことですね。

それで、これは、いいあれだなと思ひまして質疑することにしたんですが、まず、それぞれの財源内容をお答えください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 暖房用温水管の改修工事につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、予算額833万円で、財源は、全額、国庫補助金でございます。

次に、エアコン設置につきましては、介護保険事業費補助金を活用し、予算額3千万円で、財源は、国庫補助金2千万円、一般財源1千万円でございます。

○品田委員 国の2つの補助制度を活用しているとのことですが、それぞれの補助制度の概要についてお答えください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者福祉施設の利用者の安全、安心を確保するため、施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的としており、事業内容により補助基準額が異なっております。

次に、介護保険事業費補助金につきましては、近年の異常気象に伴う熱中症対策として、北海道管内の介護施設等に冷房設備を設置するために必要な経費の一部を補助することにより、介護施設等利用者の安全、安心を確保することを目的としており、補助基準額は200万円の範囲内で認めた額となっております。

○品田委員 本当に、温暖化により、北海道においてもエアコン設置は必需となっております。特に、高齢者福祉施設では、利用者の健康を守るためにもより必要性が高いと考えます。

私の母はもう3年前に亡くなりましたが、最初に有料老人施設に入ったとき、17室あるうち、共有のところにはあったんですけども、個室のところにクーラーがついていたのは1室のみでした。それは、たまたま厨房の上にあるということで、煙の影響で窓を開けられないということがあったからということで、必要に迫られてつけられたクーラーで、おかげさまで、ちょうどそこが空い

ていたので、暑がりの母を入れることができたということがありますが、職員の皆さんがしょっちゃん顔を出して、この部屋は涼しいからと言っていたのを思い出します。

その後、特別養護老人ホームに入所したときも、個室にはなく、やっぱり共有のところで、本当に、まだまだ予算が限られている中でクーラー設置は難しいというような話を聞いておりました。

だから、今回、まだまだ、毎年のように、年ごとに暑さが強まっている中ですから、設置の促進に向けて、介護保険事業費補助金を活用して、効果的であると思われるので、ぜひ活用を進めていただきたいというふうに思います。

これまでの応募状況についても伺いたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 介護保険事業費補助金につきましては、令和6年度から国の補助事業として制度化され、60施設分、9千万円を、全額、令和7年度に繰り越して実施をしております。令和7年度は、47施設から応募があり、4施設が辞退し、同年度中に43施設に交付決定を行っております。

なお、令和8年度におきましては34施設から応募があったところでございます。

○品田委員 令和7年度は43施設、令和8年度は34施設から応募があったということです。

補正予算で、応募があった全ての施設にエアコン設置が可能なのか、お答えください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 介護保険事業費補助金につきましては、国庫補助金とともに一般財源も必要でありますし、他都市においても積極的に本制度の活用を図っていることから、国庫補助金を十分に確保できないことも想定されるため、今回の補正予算で全て対応することは困難であると見込んでおります。

そのため、応募施設の中で優先順位を検討することが必要であると考えております。

○品田委員 介護保険事業補助金のほかに、エアコン設置に使える補助金はほかにもあるんでしょうか。どのような制度があるのか、お答えください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 エアコン設置に係る補助につきましては、先ほどの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や、旭川市社会福祉事業基金を財源とする旭川市社会福祉事業振興補助金がございますが、同交付金では、家庭などで一般的な壁かけエアコンは対象となっておらず、また、社会福祉事業振興補助金は、児童福祉や障がい福祉も対象としているところでございます。

○品田委員 介護保険事業費補助金のほかにエアコン設置に使える補助金制度はあるものの、使い勝手や対象施設が広いことなどから、高齢者福祉施設に対する迅速な整備には限界があるという内容であると思われます。

優先順位の検討とのことですが、市内の福祉避難所には全てエアコンが設置されているのか、お示してください。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 福祉避難所についてであります。災害対策基本法に基づき指定した指定福祉避難所77施設においては、全て設置済みであると承知をしております。また、福祉避難所に係る各種団体や法人与避難所等の協力関係に関する協定が16件ございますが、それらの全ての施設におけるエアコンの設置状況は把握をしておりません。

○品田委員 災害対策基本法に基づき指定した指定福祉避難所77施設、学校の保健室には全て設置済みであると、ただ、福祉避難所に関わる各種団体や法人与避難所等の協力関係に関する協定を結んでいる16件については設置状況を把握していないということです。ぜひ、把握に努めてくだ

さい。優先順位としては高いところだと思います。

それで、エアコン設置については、福祉避難所に関わる施設を念頭に置くことが効果的ではないかと考えます。福祉避難所は、高齢者、障がい者、障がい児、妊産婦、乳幼児などの要配慮者で、避難生活において特別な配慮を必要とする方のために開設する避難所です。ふだんは高齢者が利用する施設であっても、災害時は幅広い要配慮者を受け入れる施設を優先し、エアコン設置を進めることが事業効果を高めるものと考えます。見解をお聞かせください。

○川邊福祉安心部長 本市の高齢者の日々の生活においては、これまでは冬季の除排雪が問題とされてきましたがけれども、昨今の地球温暖化による異常気象の影響で、夏の暑さですとか湿気対策、こういったものも大きな関心事になってきたなというふうに捉えております。

先ほど来、答弁させていただきましたとおり、本市では、国の制度を活用して高齢者福祉施設でのエアコン設置を進めておりますが、市内には約300施設の有料老人ホームや約80施設のグループホームなどがあり、やはり、優先順位を持ちながら、順次、進めていかざるを得ないというのが現状でございます。

その際、ただいま御指摘がありました福祉避難所との関係性を念頭に置くことは、高齢者の災害対策という点からも効果が期待できますので、その反映に向けて検討してまいります。

○品田委員 エアコンの2027問題というものがあります。

2027年4月から国の省エネ基準が大幅に引き上げられ、基準を満たさない安価なスタンダードモデルが製造、販売できなくなります。これに伴う本体価格の高騰や、駆け込み需要により工事の遅延、品薄が懸念されています。

夫が、今年、クーラーにクリーニングをかけようとなったときにこの2027問題を聞いてきて、うちも10年以上になるものですから、購入から年数が10年以上になると、今度は修繕と、その修繕ができなくなるようなんですね、皆さんも御存じだとは思いますが。それで、買い換えなきゃいけないと騒ぎ出して、正直言って、何で、突然そんなことに、まだ壊れてもいないものを買い換えるなんてということで、ちょっと夫婦げんかになったんですけども、でも、この問題があるということを、私は、初めて、実は、後ればせですが、気づかされたんです。

で、安価なスタンダードモデルが今年限りということでは、やっぱり、需要がかなり高まるんじゃないか、工事も逼迫してくるんじゃないかということが考えられますので、そういったリスクを考えて、あと、逆に、今度は修繕ができなくなるということを考えて、ちょっと高くても長く使えるものをもと考える方もいるかもしれませんけれども、そういう問題があるということでは、工事業業者も対応できないような問題も起きることもあるかと思いますし、だから、ぜひ、交付決定をできるだけ迅速にすることをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、農政部に伺いたいと思います。

6款1項2目農業振興費、新規就農確保・育成対策費について、事業の概要と補正予算の内容をお示してください。

○松本農政部農政課長 本事業は、旭川市の次世代を担う農業者となることを目指す就農直後の農業者に対し、早期の経営確立を支援するため、年間150万円の資金を最大5年間交付する国の間接補助事業でございます。

本事業は、交付終了後5年間の営業継続を条件としておりますが、平成31年2月から令和6年

1月までの5年間、交付を受けた者が令和8年3月をもって離農したことから、5年間で交付された当該資金750万円のうち、437万5千円が返還となったものでございます。

なお、今回の返還対象者は1名となっております。

○品田委員 437万5千円が返還されたということで、1名の方ということです。

この437万5千円の返済額の根拠と、返済は一括返済だったんでしょうか、お答えください。

○松本農政部農政課長 本事業は、交付終了後5年間の営農継続を条件としているため、当該農業者は、令和11年1月末まで営業を継続しなければなりませんでしたが、令和8年3月をもって離農したことから、営農を継続しなかった35か月分が返還対象となっております。

返還額につきましては、実施要領に基づき、5年間で交付された総額の750万円を60か月で割って求めた月額12万5千円に35か月を掛け、437万5千円となっております。

また、返還方法につきましては一括返還となっております。

○品田委員 結構大きな金額を一括返済ということで、ちょっと大変だっただろうと思います。

この事業のこれまでの利用状況について、改めてお示しください。

○松本農政部農政課長 今回、返還対象となった農業次世代人材投資資金につきましては、令和3年度までの新規就農者を対象としており、現在は事業が終了しております。令和4年度以降の新規就農者につきましては、後継制度である経営開始資金の対象となっております。

このことから、経営開始資金の制度開始からの新規利用実績で申し上げますと、令和4年度に新規利用したものが3件、令和5年度が2件、令和7年度が3件の合計8件となっております。

○品田委員 農業次世代人材投資資金が終了になりまして、経営開始資金制度が開始されているということです。そして、新規利用実績ということでは、令和4年度に新規利用したものが3件、令和5年度が2件、令和7年度が3件、合計8件となっているということです。でございます。

こういった新規就農に当たって、研修から就農開始までのプロセスと就農の実態についてお示しください。

○松本農政部農政課長 本市における研修から就農に至るプロセスでございます。

まず、就農希望者からの相談を受け、農作業体験を経て希望する作目を決定した上で、就農地域や指導農家の選定を行います。その後、旭川市就農計画を作成していただき、農政課及び農業センター、地域の農協、農業委員並びに上川農業改良普及センター等で組織されます関係者会議で計画の認定を受け、研修を開始することとなります。研修期間は2年間となっております。期間中は、指導農家の下で栽培技術を学ぶとともに、農業センターでの研修等の受講を通し、独立、自営に必要な知識を取得していただき、就農に至ります。

就農に当たっては農地の取得が必要となってまいります。近年の新規就農者は住宅付きの農地を取得することが難しい場合が多いことから、通いで営農となっている者も多いのが実態でございます。

○品田委員 かなり丁寧に手厚く対応して就農に至っているんだということがよく分かりました。

では、今回、新規就農者がやめた理由をお示しください。

○松本農政部農政課長 離農した理由につきましては、家庭の事情により営農継続が困難になったためと伺っております。

○品田委員 それでは、就農していた土地の状況は、今はどうなっているんでしょうか。今年の作

付はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○松本農政部農政課長 就農地は賃貸していた土地でございますが、今後の土地利用や作付につきまして、土地所有者と農協が調整しながら進めていくと伺っております。

○品田委員 賃貸だったということで、そうなんですね。農協と土地所有者が調整しながら進めていくということで、大きな影響はなく進んでいくのかと思われます。

今回の事業の後継事業となる経営開始資金の現在の利用状況と今年度の新規利用希望者数についてお答えください。

○松本農政部農政課長 経営開始資金の現在の利用状況につきましては、令和7年度以前に新規就農し、交付を予定しているものが4件で、今年度、新規就農し、交付を予定しているものは2件となっております。

○品田委員 まだ希望者が続いているということに希望を感じております。

ただ、今回やめられた方もお子様が1人いらっしゃるというふうに聞いております。今後も新規就農される方は御家族で入られる方も多いと思いますが、農業ということで、中心部から離れた郊外での就農となると、小学校の統廃合が進んだ地域に住まいを構える例が多くなることが考えられます。

今回の例が該当するとは言いきれませんが、往々にして、統廃合時などに在籍した児童生徒以外への送迎の手だてなどが手薄になることなども懸念されますし、また、進学時の多くの課題などでは、新規就農者だけの問題ではないですけども、既存の方も抱えている問題ではありますけれども、子育て世代は特に配慮が必要ではないかなと思うのですが、そういった配慮についてはどのようになっておりますでしょうか。

○松本農政部農政課長 新規就農に当たりましては、2年間の研修期間において、本市のみならず、地域の関係者も含め、地域の状況等につきましては就農者に説明してきているところでございます。

子育て世帯への配慮につきましては、農政部として行っているものはございませんけれども、具体的な相談があった場合につきましては、新規就農者が安心して就農できるよう、関係部局と連携して対応してまいります。

○品田委員 ぜひ、相談にしっかり応じて、安心して取り組んでいけるように、就農に専念できるようによろしくお願いいたします。

続きまして、同じ農政部の6款1項3目農産物等流通拡大支援費の中の生乳販路拡大推進事業について伺ってきたいと思います。

先ほど、石川厚子委員も質問されましたので、ダブるところは少し割愛したいと思いますが、後の質問に関連することだけはちょっとダブってしまうことをお許しください。

まず、生乳販路拡大推進事業の概要について伺います。

○杉山農政部次長 農産物等流通拡大支援費160万円の中の生乳販路拡大推進事業につきましては、全国の子ども食堂等へ市内の工場で生産されたロングライフ牛乳を食支援として届けることで、生乳の販路拡大と子どもたちへの継続的な食支援を同時に実現することを目指しております。

なお、本市では、令和6年度から、社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業を通じて全国に向けて旭川産米の寄贈を実施しており、当事業においてもこの仕組みを活用することを予定しております。

○品田委員 この事業の背景についてお示しください。

○**杉山農政部次長** 子ども食堂等には様々な食品の寄贈がございしますが、やはり、お米とたんぱく質が足りないというふうに言われております。多くの成長期の子どもたちにとって、牛乳は、手軽に摂取できる栄養源の一つではございますが、賞味期限の短さから備蓄が難しく、寄贈が限られており、まだまだ足りないという状況がございします。また、生乳の需要低迷は酪農全体の課題であり、市内の酪農家からも消費拡大支援を求められております。

本市には、全道でも数か所しかない、常温で長期保存が可能なロングライフ牛乳の製造工場が立地しております。この事業を実施することで、たんぱく質が足りないとか、酪農業全体の課題、これらに対応するとともに、堆肥原料の供給源となっている酪農業の振興により、本市農業における資源循環型農業の推進にもつなげてまいりたいと考えております。

○**品田委員** 子ども食堂などへの支援のほかに酪農業支援もあるんですけれども、堆肥原料の供給源となる酪農業の振興により、本市農業における資源循環型農業の推進にもつなげてまいりたいということで、3つも丸がつくような取組であるということが分かりました。特に、有機農業にも関係してきているんだということがよく分かりました。

それでは、この社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業の今年度の取組と予算について伺います。

○**杉山農政部次長** 今年度の社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業の予算額は3千100万円となっており、令和7年度に比べて倍増しているところです。ただ、米価の高騰を受け、お米の量は倍増とはいかず、29トン程度の旭川産米を全国47都道府県の子ども食堂等に寄贈する予定をしております。

○**品田委員** 29トンを届けていくということで、すごい取組だなと思います。

それでは、この生乳販路拡大推進事業の財源について伺いたいと思います。

○**杉山農政部次長** 生乳販路拡大推進事業は、市内水稻農家7軒から令和7年度にいただいた寄附金160万円を財源に開始する事業でございします。

○**品田委員** 事業継続性、本当に、これは一回で終わらせるものではなく、でも、160万円の財源ということですが、ちょっと財源的には厳しいと思うんです。でも、ぜひ、継続するということが大事だと思いますので、事業継続性の確保のために、今後の取組としてはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○**杉山農政部次長** 本事業は、寄附金を財源に実施する事業でございします。次年度以降も事業を継続するには新たな寄附をいただくことが必要でありますことから、事業の趣旨、意義を世の中に訴え、クラウドファンディング等を活用し、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○**品田委員** 石川厚子委員の質問にも、社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業に取り組んでいらっしゃる、そういうノウハウを持っているところに委託するかなと思ったりしたんですが、プロポーザルは実施されるのでしょうか、考えているのか、お示ください。

○**杉山農政部次長** 本事業は、令和6年度から実施している社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業の仕組みを活用することを予定していることから、当該事業受託者への委託を想定しておりますが、他に対応できる者がいないか確認するため、随意契約参加確認公募を実施します。

要件を満たす者が現れた場合には、競争性のある契約手続に移行する予定です。

○**品田委員** 社会貢献型に取り組んできた会社のホームページとかをちょっと見たんですけれども、子どもたちへの支援ということで立ち上がったような会社ということで、なかなかいい、そして、

ノウハウもしっかり持ったいい会社だなと思っていましたので、これ以上の提案ができる会社がまた現れるかどうかは分かりませんが、信頼できる会社だなと思いましたので、ぜひ今後も継続していただけたらいいなと私は思いました。

それでは、牛乳需要の消費拡大から支援を考えた今回の旭川市の酪農業の現状について伺います。

本市の酪農業の特徴、酪農家戸数の10年前、5年前、そして現在の戸数、そして、飼育頭数をお示ください。

○杉山農政部次長 本市の酪農は、1戸平均40頭程度の飼育規模であり、中小規模酪農経営を中心に、一部の酪農家では出産前までの育成のみを担う哺育・育成経営が営まれております。酪農家戸数は、10年前の平成27年は22戸、5年前の令和2年には17戸、直近の令和7年には16戸となっております。

また、飼育頭数につきましては、10年前の平成27年は867頭、5年前の令和2年には713頭、直近の令和7年には620頭となっております。

○品田委員 農家戸数は、この10年で6戸、約4分の1が減っています。

離農の理由は把握していますでしょうか。

○杉山農政部次長 本市の酪農は中小規模の経営が中心であり、朝と夕方に搾乳しなければならないなど、労働力、負担の重さが課題であったことに加え、高齢化と後継者不足が進んだことが離農の主な原因であると考えております。

○品田委員 生き物をなりわいとしていると、家族の病気やけが、高齢化もおっしゃっていましたが、特に中心となっている人が働けなくなると成り立ち行かなくなります。また、2世帯、3世帯同居、もしくは、近くで協力し合える家族などがいなければ、家族で泊まりがけで出かけたりすることもできない、だから、若い世代の方が新規就農する場合の高いハードルともなっているのではないかと考えます。

自治体や農協等で酪農ヘルパー等の支援体制を取っているところがあると聞きますが、本市の現状を伺いたいと思います。

○杉山農政部次長 酪農ヘルパーにつきましては、本市では、ヘルパーを派遣する利用組合等が存在しておりません。そのため、本市の酪農家は、家族経営または従業員を雇用することにより労働力を確保しているところでございます。

これは、本市の酪農家の戸数が少なく、派遣業として経営が成立しづらいことなどが背景にあると考えられます。

○品田委員 酪農ヘルパーも難しいということです。

それでは、既に取り組んでいるかもしれませんが、市内の酪農家の交流の機会を設けて、困ったときばかりでなく、情報交換するなどしてお互いに助け合う体制をつくれませんか。旭川市の酪農業支援体制の構築が必要と考えますが、市としてはどのようなことを取り組んでいますか、お示ください。

○杉山農政部次長 本市の酪農業の支援体制としましては、酪農家の飼養している乳牛の個体ごとの乳量や成分などを測定、記録することで牛の健康状態を把握するほか、その遺伝情報を活用し、選抜することで将来の牛1頭当たりの乳量増加を目指すなど、酪農経営の生産性向上を図っているほか、家畜伝染病侵入防止の徹底を図るため、本市の酪農家やJAと連携し、農場巡回及び指導、

ワクチン接種の推進など自衛防疫の支援に取り組んでおります。また、J Aごとに酪農及び畜産業の部会が設置されており、研修会等が実施されていると伺っております。

全国的に牛乳の消費量が減少する中、本市が主体となって実施する生乳の販路拡大は、全国的にも前例のない事業でございます。本事業を通じて関係団体とのさらなる連携を進め、本市酪農の振興に努めてまいります。

○品田委員 生乳販路拡大事業は、とてもよい事業だと思います。ただ、課題として、牛乳アレルギーの子どもが多いとも聞きますので、支援先の多様性を検討していく必要があると指摘しておきます。

また、酪農家の事業継続の支援は待ったなしだと思います。酪農業は旭川市の有機農業を支えていると、答弁の中にもありました。先ほど言った、お互いに助け合う体制づくりや困ったときに相談できる体制づくりが必要だと考えます。また、農業高校生徒との交流の場の設定や、例えば、チーズをつくりたいなどと夢と希望を持って新規就農を考えている若者とのマッチング支援なども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ということをお願いして、この質問は終えたいと思います。

次に、議案第51号、市の手数料、使用料の関係の中のし尿処理手数料の徴収対象となるくみ取りトイレ、こちらのほうでちょっと伺いたいと思います。

まず、対象となるくみ取りトイレを使用している一般家庭と事業所の数はどのくらいあるのか、伺いたいと思います。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 し尿処理手数料の徴収対象となりますくみ取りトイレを使用している一般世帯及び事業所の戸数につきましては、令和7年度末現在で、一般世帯が約2千950戸、事業所が約680戸、合わせて約3千630戸となっております。

○品田委員 し尿処理手数料の額はどのように算定しているのでしょうか。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 し尿処理手数料の額につきましては、し尿の収集運搬や処理などに係る経費や、処理施設である環境センターの減価償却費の合計から算出しました50リットル当たりの処理コストを基に算定しているところでございます。

○品田委員 道内主要都市との比較を見ると、札幌市と室蘭市を除くと、現行でも旭川市は高い水準となっております。見直し案どおりだと札幌市に次いで高くなります。

また、50リットルを単位としていますが、50リットルごとの単位で徴収されるのか、それとも、また違う計算方式になるのか。例えば、220リットルだと、250リットルの手数料だと3千350円になりますが、それになるのか、それとも、50リットルを超えた分をリットル単位の13.4円で計算して2千948円にするのか、どういう計算方式ですか、お示してください。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 本市のし尿処理手数料につきましては、条例で50リットル当たりの額を設定しているところでございますが、し尿収集量が50リットルに満たないときは50リットルとして取り扱いまして、50リットルを超える場合におきましては、50リットル未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとしております。

このため、収集量が220リットルの場合ですと、このうち50リットル未満の端数であります20リットルの分につきましては切捨てをいたしまして200リットルとして計算いたしますので、改定後の手数料の額で申しますと2千680円ということになってございます。

○品田委員 まさか端数を切り捨てているとは思わないで、小数単位に切り替えることはできないのかなど提案しようと思っていましたが、利用者にとってはより有利な計算方法となっておりまして、このままの計算方式を続けていただくことをお願いしたいと思います。

1人1日当たりの排せつ量は約1.5から2リットル、排せつ物と洗浄水の合計、簡易水洗などの場合はこういうことだそうです。1か月当たりのくみ取り量の目安は非水洗で1人当たり約50から100リットル、簡易水洗だと100から120リットルになるそうです。今は1人ないし2人世帯が多いと思いますが、この計算だと、2人世帯で2か月に1回、約1千100円、まとめて取るかもしれないからもっと多くなるかもしれませんが、出費が1千100円増える計算になります。

この異常とも言える物価高騰の中で、大きな、しかも固定となる出費増であります。今回の改定に当たり、激変緩和措置は講じたのか、伺います。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 今回の見直しに当たりまして、令和4年度から令和6年度までの処理コストの平均額を算出したところ、50リットル当たり1千40円ということになりまして、改定前の現行手数料450円の約2.3倍ということとなりましたが、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づきまして、激変緩和ということで、現行手数料の1.5倍を上限に10円未満の端数を切捨て処理しまして、50リットル当たり670円に改定しようとするものでございます。

○品田委員 改定案資料によると、生活保護世帯減免の在り方について検討を進めるとあります。手数料免除をやめるということでしょうか。物価が13%も上がっているときであり、減免措置は継続すべきと考えます。

生活保護の方の水道料金、下水道の使用料の減免は令和6年度で廃止されたんですよね。でも、こちらは、令和6年度以降も続けてきたことは評価したいと思います。今回、生活が大変苦しくなっているときということもあり、もし、どうしても値上げ、減免をやめるということになった場合は、水道料金、下水道使用料の減免が廃止されたときと同じく、激変緩和措置を講じるべきでないかと考えますが、御見解をお示してください。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 生活保護世帯に対するし尿処理手数料等の減免制度の在り方の検討を進めることにつきましては、使用料、手数料の見直し案に対するパブリックコメントにおいて反対する意見はなく、廃棄物減量等推進審議会からの答申におきましても妥当であるとの意見をいただいたところでございます。

今後も、引き続き、審議会での議論や市民の御意見などもお聞きしながら、激変緩和が必要かどうかといったようなことも含めまして、減免制度の在り方について検討を進めてまいります。

○品田委員 し尿処理手数料値上げを10月1日にした理由は何なんでしょうか。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 改定後のし尿処理手数料の適用に当たりましては、手数料を徴収するための新たな収入証紙の印刷や対象となるくみ取りトイレ使用者の方への周知が必要となります。

このうち、収入証紙の印刷につきましては、発注から納品までに約1か月を要しますが、適用時期までに必要枚数を確保することが可能でございます。また、対象となる一般世帯及び事業所の戸数は市内の約3千630戸に限られている状況もありまして、対象の方々には、手数料改定の案内

チラシを個別に郵送するとともに、周知期間中にくみ取りを申し込まれた方には、し尿収集の委託業者を通じてチラシを配付するなどしまして、適用時期までに周知を図ることが可能であると考えておりますことから、全庁的な使用料、手数料の適用時期であります本年10月1日に実施しようとするものでございます。

○品田委員 収入証紙の印刷や、周知のチラシなども間に合うということで周知を図ることが可能であると考えているから、10月1日ということです。

でも、積雪に備えて、10月、12月までもあるかもしれませんが、利用が増えると思われますが、くみ取りの申込み状況はどうなっているのでしょうか。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 冬季のし尿収集の状況でございますけれども、例年、積雪が始まります11月から12月にかけては、若干、申込みが増えるということがございまして、ただ、その後、1月から3月にかけては、便槽上部の積雪ですとか便槽内部の凍結といったことがありまして、し尿をくみ取ることができないという理由から収集件数が減少しまして、その後、融雪時期を迎えます3月下旬頃に合わせて収集件数が増加していく傾向がございます。

前回のし尿処理手数料の改定は令和2年4月1日から新料金適用ということでありましたので、料金改定前の駆け込みの時期と融雪時期が重なったということもありまして、3月に申込みが集中したという経過もございます。

今回は10月1日の改定を予定しておりますので、9月に一定程度の駆け込みによる申込みの増加が想定はされますが、前回の改定時ほど申込みが集中するということはないのではないかと考えております。

○品田委員 冬期間の利用が少なく、例えば、4月1日に伸びた経緯がありますよね。だから、4月1日にと提案しようと思っていたんですけれども、前回のときの経験から、やっぱり、10月1日のほうが仕事の面ではスムーズだということなんですね。そこが分かりました。

それでは、し尿処理費の補正額について、一般財源が減額となっております。これは、し尿処理手数料の引上げで手数料収入が増えることによるものなのでしょうか、お答えください。

○佐藤環境部循環型社会推進課長 今回のし尿処理手数料の改定に伴う補正予算としまして、歳入でし尿処理手数料収入について1千719万円の増額を見込んでおります。また、歳出につきましては、し尿処理手数料収入の充当先となります4款2項2目のし尿処理費において、し尿処理手数料を徴収するための収入証紙の印刷や市民周知用チラシの作成などの消耗印刷費、チラシを送付するための通信運搬費、収入証紙の販売手数料等で合計171万5千円の増額を計上しているところでございます。

その結果、補正予算に計上しました歳入額から歳出額を差し引きました1千547万5千円につきましては一般財源の額が減額になるということでございます。

○中村のりゆき委員長 品田委員に申し上げますけど、間もなく17時になりますので、これで終わりますか。

○品田委員 すみません。

いろいろ分かってよかったです。私、ごみ袋については、たくさん意見が出て重なるなと思ったものですから、あえてし尿処理に絞りました。

でも、一言、言わせてください。

昨日の大綱質疑の答弁で、住民説明とかが丁寧にならなかった理由として、前回のごみ袋の値上げはごみ分別等があったので丁寧な説明が必要だったけれども、前回と異なり、今回の値上げは受益と負担の見地からの取組なのでという答弁になっていました。でも、そもそもごみ袋の有料化に至ったのは、先ほど小林委員などの質疑にもありましたが、処理費用の公平な負担も理由の一つではありますが、ごみの排出量を減らし、リサイクルを促進することとか、環境問題の意識向上、焼却炉の負担軽減や最終処分場の延命化などであったはずです。

だから、今回の提案で、改めて市民の意識啓発につながる取組が必要だったというのか、政策がばらばらになるのではなく、一緒に取り組むということが必要だったんじゃないかなと思うので、そういう面で、その視点が見られなかったことが大変残念だったということをお伝えしたいと思います。

し尿処理は、ごみ袋と違って減量したりはできないことなので、ぜひ、できるだけ負担を増やさない方向で取り組んでいただきたいこととか、あと、ごみ袋の問題については、この後、同じ会派の江川委員も予定していますので、そちらのほうでしっかりとまた質疑をお願いしていますので、よろしくお願いしまして、私の質疑を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○中村のりゆき委員長 それでは、本日の委員会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き委員会を開きますので、定刻までに御参集願います。
本日の委員会は、これで散会いたします。

散会 午後5時00分